

2025 年度

宇宙探査イノベーションハブ
「Moon to Mars Innovation」
に関する研究提案募集（RFP）
（第 13 回）
【募集要項】

2025年8月18日

国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構
宇宙探査イノベーションハブ

目次

1. はじめに	2
2. 制度の概要	3
2-1 応募から研究までの流れ	
2-2 研究における役割分担	
2-3 審査のポイント	
3. 募集について	8
4. 応募について	10
4-1 応募資格	
4-2 応募方法	
5. 知的財産権・成果の取扱い	13
5-1 知的財産権の取扱い	
5-2 成果の取扱い	
6. その他	15

【添付資料】

- 資料 1 研究課題
- 資料 2 審査基準（採択時）
- 資料 3 クロスアポイントメント制度
- 資料 4 自己投資に換算する費目の例
- 様式 1 研究提案書
- 様式 2 特許・論文リスト
- 様式 3 秘密保持契約書

1. はじめに

宇宙航空研究開発機構（JAXA）は、我が国の宇宙開発の中核機関であり、JAXA を結節点として産学官による宇宙活動を加速することが求められています。

宇宙探査イノベーションハブ（探査ハブ）では、様々な異分野の人材・知識を集めた研究組織として、これまでにない新しい体制や取組で JAXA 全体に宇宙探査に係る研究の展開や定着を目指してまいりました。宇宙探査イノベーションハブの創設から 10 年の節目を迎える 2024 年 3 月より、従来の研究制度を発展させた「Moon to Mars Innovation」を開始しております。

この新しい「Moon to Mars Innovation」の研究制度は、近年の民間企業による宇宙事業への参入、国際的な月探査活動の活発化などを背景に、将来の月面における様々なインフラストラクチャや月面サービスの創出を目指し、JAXA と企業/大学等が共同でおこなう研究制度です。

このような取り組みを推進するため、探査ハブでは企業・大学等が保有するアイデア、技術情報、出口戦略等を情報提供要請（RFI : Request for Information）として受けております。皆さまからいただきました RFI 情報に基づき、このたび第 13 回の研究提案募集（RFP : Request for Proposal）を実施いたします。

○ 探査ハブの詳細は、下記ウェブサイトをご参照ください。

宇宙探査イノベーションハブ HP

<http://www.ihub-tansa.jaxa.jp/>

Moon to Mars Innovation について

<https://www.ihub-tansa.jaxa.jp/introduction/>

第 13 回研究提案募集（RFP）について

<https://www.ihub-tansa.jaxa.jp/rfp/rfp13/index.html>

2. 制度の概要

(1) 研究実施の体制

本 RFP にて採択された研究提案は、JAXA との共同研究として実施します。ついては、全ての研究参画機関を契約者とした共同研究契約を締結いたします。

なお、契約締結に当たっては、JAXA から提示する契約書条文を適用いたします。原則、条文の変更はできません。提案者の所属機関の規定と齟齬が生じる場合のみ、条文を調整させていただきますので、本募集要項と合わせて公開している共同研究契約書雛型を事前にご確認いただき、ご不明な点等がある場合には、本 RFP 募集期間中にお問合せフォーム又はメール（SE-forum@jaxa.jp）宛にご連絡ください。

また、本 RFP に基づく共同研究は、異分野連携による人材交流・育成を一つの目的としております。研究参画機関の研究者が、クロスアポイントメント制度※により JAXA へ出向して研究に参加いただき、共同研究の推進と研究成果の宇宙化に向けた JAXA 研究者等とのより幅広い協働体制を構築いただくことを期待しております。研究提案に際してクロスアポイントメント制度の活用についてもご検討ください。

※クロスアポイントメント制度（資料 3 参照）：他機関の職員が JAXA の職員の身分も有し、それぞれの機関で職務に専念する割合を定めて両機関の業務を併せて行うこと。

(2) 研究フェーズ

RFP では、将来の宇宙探査への応用を目的としつつ、地上・宇宙での事業化／イノベーション創出や宇宙産業への適用の可能性のある提案を期待しており、宇宙探査用の技術開発のみを行うものではございません。それを前提として、RFP にて実施する共同研究の型を以下のように設定しています。なお、研究期間及び JAXA より提供する研究費額は下記に示す期間・金額を上限として研究課題ごとに設定しております。詳しくは資料 1「研究課題」をご参照ください。

A システム型：

宇宙探査プログラムや企業の宇宙事業の双方に有益なシステム研究を対象。既存技術の統合・最適化による実用化を重視。研究終了後の本格的な開発や宇宙探査プログラムへの適用を目指す。

・研究期間 最長 3 年程度／研究費 最大 1 億円

※年度毎に研究進捗について評価を行い、研究継続を判断します。また、当初の研究実施計画・研究期間にかかわらず、JAXA が研究実施計画の見直しや中止、延長等を判断することがあります。

B ゲームチェンジ型：

従来の宇宙探査の枠組みを根本から変革、新たな探査手法や資源利用の可能性を広げるブレークスルー技術の研究を対象。高リスク・高インパクト。新たな探査手法を検討し、資源利用の可能性を広げることを目指す。

・研究期間 1年～3年／研究費 最大 1000 万円

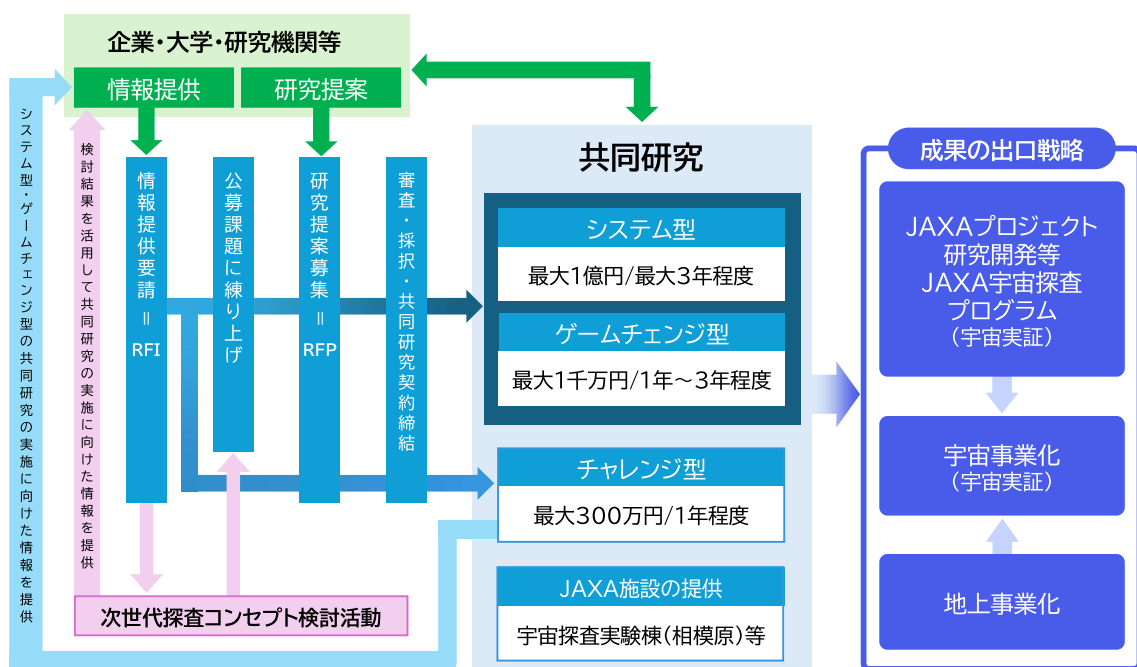
C チャレンジ型：

従来の枠組みに捉われない自由な発想に基づく、将来の宇宙探査及び新産業の創出につながるシーズベースの挑戦的な研究を対象。具体的な計画や成果予測が現時点で成熟段階に至っていないくとも、提案技術や研究が実現した際に新たな技術分野や市場を創成しうる期待値を重視。

・研究期間 1年 ／研究費 最大 300 万円

(3) 共同研究終了後について

共同研究が終了した後、事業化等に向けて提案者が独自に研究を継続することも可能です。その場合には、共同研究において JAXA が取得した資産の貸付、知的財産権の実施、情報の提供等を含めた適切な契約等に基づき協働関係を継続することがあります。



2-1 応募から研究までの流れ

【Ⅰ】 応募から研究まで

STEP1 応募書類提出

提案者は、研究提案書（様式 1）を作成の上、募集期間内に 4-2 応募方法にしたがって提出ください。この際、提案者からの希望があれば秘密保持契約を締結いたします。



STEP2 選考

JAXA（外部有識者、技術専門家含む）で審査基準（資料 2）に基づき研究提案書の審査を行います。審査にあたっては、募集課題を的確にとらえ、研究計画の具体性、実現性、合理性等の観点から多角的・総合的に評価いたします。審査結果については E メールにて通知いたします。



STEP3 研究実施計画の作成

採択内定となった提案については、共同研究の実施に向けて、JAXA とともに共同研究体制や役割分担、研究内容等、研究実施計画を改めて作成いただきます。なお、この段階で研究実施計画の合意に至らない場合には本採択とならず契約締結できないことがありますのでご了承ください。また、この際、提案者からの希望があれば、秘密保持契約を締結いたします。



STEP4 共同研究契約等の締結

研究実施計画に基づき、共同研究契約及び必要に応じて JAXA への研究者出向契約等（クロスアポイントメント協定含む）を行います。

各契約は JAXA が提示する契約書条文にて締結することとします。契約内容に合意いただけない場合には本採択となりませんのでご了承ください。

なお、契約は共同研究に参画するすべての機関を当事者とする多数者間契約とし、本共同研究の研究分担内容を第三者に委託することはできません。（ただし、役務契約等により製作・試験・評価等の作業を外注することは可能です）



STEP5 研究の実施

共同研究契約等を締結後、研究を開始します。

なお、システム型研究については共同研究開始後、研究成果の出口について JAXA と検討・共有しながら共同研究に取り組んでいただきます。



STEP6 研究進捗及び成果の報告

全ての研究は、年度毎に研究進捗を、研究終了後に研究成果を報告いただきます。また、必要に応じて面談等も実施いたします。

なお、システム型研究は、年度毎に研究進捗及び成果の評価を行い、翌年度の研究継続について可否を決定します。評価結果によっては、当初の研究実施計画・研究期間にかかわらず、JAXA が研究実施計画の見直しや中止、延長等を判断することがあります。

【Ⅱ】 共同研究の実施における留意事項

下記についてご協力をお願いすることがあります。

(1) 共同研究の実施期間中

- ・ 共同研究の実施にあたり、JAXA から提供する研究費以外に提案者が提供した自社投資、施設設備、その他リソースについての情報を JAXA へ提供すること

(2) 共同研究の終了後

- ・ 研究開発の状況や研究成果の事業化状況など、JAXA からの追跡調査へ対応すること
- ・ 研究成果の事業化に関して JAXA へ情報提供を行うこと

(3) 事業等の中止

- ・ 各共同研究の進捗・成果等にかかわらず、JAXA における探査ハブ事業の方針・予算状況により共同研究の中断や取りやめ等を行うこと

2-2 研究における役割分担

(1) 役割分担

採択内定後、研究実施計画を作成する段階で JAXA と協議の上で定めます。

(2) 費用分担

資料 1 に提示する金額を上限とし、共同研究の実施に必要な費用（研究費：物品費／旅費／人件費・謝金／その他経費、概要は下表参照）を JAXA からお支払いします。ただし、採択にあたり研究経費額を調整することがあります。

また、JAXA からお支払いする研究費は公的資金であるため、執行にあたっては共同研究契約締結時に JAXA が提示する「事務処理説明書」等に従い適切に管理、執行いただきます。

本研究制度は、提案者の事業等にとっても有効な研究成果を共同で創出することを目指しているため、提案者が自己のリソース（人員・施設設備・研究開発費等；資料 4 参照）を共同研究に充てていただくことも期待しております。

※資料 1 に提示する研究費額には以下を含みます。

- ・消費税（10%）
- ・一般管理費（上限は直接経費の 10%。提案者機関の規定又は財務実績に基づき JAXA が査定する）

JAXA が負担する研究費の費目及び概要※1

費 目	概 要
1. 物品費※2	研究用設備・備品・試作品、ソフトウェア（共同研究専用に限る）、書籍、研究用試薬・材料・消耗品の購入（事務用品や汎用パソコン等は対象外）
2. 旅費	打合せ・実験のための出張、JAXA の依頼による出張等の旅費（学会参加旅費は共同研究成果発表の場合等に限る）（外国出張は事前承認が必要）
3. 人件費・謝金	共同研究に係る研究員等の人件費、研究協力者への謝金・報酬等
4. その他	上記のほか、共同研究を遂行するためにかかる費用
5. 一般管理費（間接経費）	直接経費に対して一定比率（上限は直接経費の 10%。各機関の規定・実績に基づき JAXA が査定する）を乗じた額

※1 これらに該当しない費用（共同研究と直接関係無いと判断される費用や事業化を行うための費用等）は、提案者自身が負担ください。また、本研究費による研究項目の

再委託はできません。(ただし、役務契約等により製作・試験・評価等の作業を外注することは可能です)

※2 JAXA が提供する研究費により取得した資産 (JAXA 基準による) は、共同研究終了時に JAXA に所有権を移転いただきます。所有権移転後は、貸付手続等により使用いただけます。

2-3 審査のポイント

選考は資料 2「審査基準」の観点で行いますので、研究提案書作成の参考にしてください。

3. 募集について

資料 1 に示す宇宙探査に係る研究課題の解決に資する研究提案、かつ地上／宇宙産業への成果活用を想定した研究提案を募集します。

- ・ 様式 1「研究提案書」を作成し、4-2 に従い提出ください。
- ・ 本要領 5 項 (知的財産権と成果の取扱い)、6 項 (その他) の内容を必ずご確認ください・遵守の上、提出ください。
- ・ これまでの RFP にて採択された研究テーマとの組み合わせによる提案も期待いたします。

(1) 公募説明会

公募説明会では、本 RFP の制度及び募集する研究課題について紹介するほか、質疑応答を受け付けます。詳細は第 13 回研究提案募集 (RFP) の web ページをご参照ください。

(2) お問い合わせ (質問受付)

公募説明会のほか、本 RFP の募集期間中、第 13 回研究提案募集の web ページに掲載の問合せフォームでもお問合せいただけます。公募説明会及び問合せフォームよりいただいたお問合せと回答は、web ページにて公開いたします。

なお、制度に関するご意見・ご要望、及び宇宙探査イノベーションハブのその他活動へのお問合せは下記でも受け付けております。

宇宙航空研究開発機構 宇宙探査イノベーションハブ 事務局宛

E-mail SE-forum@jaxa.jp

(3) 募集期間

本 RFP の募集スケジュールは下記のとおりです。

① 公募開始	2025 年 8 月 18 日(月)
② 提案受付フォームの公開	2025 年 8 月 18 日(月) 予定 整い次第 web ページに公開します
③ 公募説明会	2025 年 8 月 25 日(月)
④ 公募終了、提案書受付締切 ※1	2025 年 9 月 16 日(火) 正午
⑤ 選考(予定)	2025 年 9 月中旬～12 月中旬
⑥ 結果通知(予定)	チャレンジ型 2025 年 11 月頃 システム型・ゲームチェンジ型 2025 年 12 月頃
⑦ 研究実施計画の作成及び契約手続き	結果通知以降
⑧ 契約締結・研究開始(予定)	チャレンジ型 2026 年 1 月頃 システム型・ゲームチェンジ型 2026 年 4 月頃

※1…期限までに提案受付フォームにて手続き完了されたものを受付いたします。

期限後はフォームへのアクセスができなくなりますのでお気を付けください。

選考に関するお問合せはご遠慮ください。回答できかねます。

上記④以降のスケジュールは募集開始時点での予定です。最新のスケジュールは、第 13 回研究提案募集の web ページ上でお知らせいたします。

4. 応募について

4-1 応募資格

原則として、JAXA と共同研究契約を締結することができる、日本の法令に基づいて設立された企業（団体等を含む）や大学等又は、事業の実施を予定している個人であることとします。複数の企業（団体等を含む）、大学等、又は個人での共同提案も可能です。また、下記ページ「競争参加資格停止業者」にて記載のある機関は応募できません。

https://stage.tksc.jaxa.jp/compe/compe_teishi.html

共同研究を実施する場合には、JAXA と法人間の契約を締結することとなります。個人でご提案いただく場合でも、契約までに法人化されること又は法人と連携することを前提としてご提案ください。

共同研究契約締結に際し、①前年度までの科学研究費補助金の管理実績、又は②省庁統一競争参加資格が必要となります。特に、企業（団体等を含む）につきましては、ほとんどの場合で省庁統一競争資格（競争参加地域等：関東・甲信越／資格の種類：役務の提供等「303 調査・研究」）が必要となります。未取得の場合には契約締結前に取得いただきます。

統一資格審査申請・調達情報検索サイト

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101#c4>

4-2 応募方法

(1) 応募方法

提案受付締切までに、探査ハブの web ページに掲載する提案受付フォームにて、必要事項を入力し、以下の 4-2 (2) 応募に必要な書類を添付の上、送信してください。提案受付フォームは第 13 回研究提案募集の web ページに掲載します。

(2) 応募に必要な書類

以下①～④について、PDF 形式にてご提出ください。また、①～④はそれぞれ 1 点にまとめてください。

① 研究提案書（様式 1）※必須、10MB 以内

・作成にあたっては次項及び様式に記載の留意事項を参考にしてください。

- ・本要領 5 項(知的財産と成果の取扱い)、6 項(その他)の内容を必ずご確認・遵守の上、ご提出ください。
- ② 特許・論文リスト(様式 2) ※必須、2MB 程度
- ③ 企業概要(様式自由) ※任意、2MB 程度
 - ・web サイト等で公開されている「企業概要」やパンフレットの該当ページの写しでも構いません。
 - ・提案者及び様式 1「研究提案書 2. (5)②研究実施体制」に記載されている全企業を提出ください。大学・公的研究機関等は不要です。
- ④ 補足資料(様式自由) ※任意、10MB 以内
- ⑤ 秘密保持契約書(様式 3) ※任意、希望者のみ 1MB 以内

(3) 研究提案書の作成

様式 1「研究提案書」に必要事項を記入の上、作成ください。

1 つの提案者が複数の研究提案を応募することは可能ですが、研究提案毎に研究提案書を分け、1 つの提案ずつ提案受付フォームにて提出ください。

＜研究提案書作成の留意事項＞

- ・日本語で作成し、文字サイズは 10 ポイント以上としてください。
- ・様式 1「研究提案書」は A4 サイズ、10 枚程度、10MB 以内を目安としてください。
- ・補足資料 (A4 サイズ、10 枚程度、10MB 以内を目安) の添付を可とします。
- ・PDF 形式としてください。

(4) 秘密保持契約書の締結(提案者が希望する場合のみ)

応募情報は、秘密保持契約の有無にかかわらず原則非公開であり、提案者の許可なく本事業の目的以外では使用すること又は第三者へ開示することはありませんが、応募に際して秘密保持契約の締結を希望する場合には、様式 3「秘密保持契約書」をもって締結させていただきます。

様式 3 のマーカー部に必要情報を記入の上、電子ファイル(Word)を研究提案書等と併せてメールにてお送りください。契約書の内容に関して不明点がある場合には、事前に(5)問合せ先宛てに問い合わせください。

(5) 問合せ先(3 項と同じ)

応募に際してご不明な点がございましたら第 13 回研究提案募集の web ページに掲載している問合せフォームよりお問い合わせください。電話でのお問合せは受け付けておりません。

(6) 留意事項

- ① 研究提案書の記載内容のほか、応募に際し提出いただいた情報・資料は、原則非公開です。本事業の目的以外では使用せず、提案者の許可なく第三者へ開示することはありません。ただし、本事業の目的（選定や採択後の研究実施に伴う評価）においては選考委員又は委託業者等へ守秘義務を課したうえで開示することがあります。また、JAXA の監督省庁である文部科学省の求めに応じて情報開示することがありますので予めご了承ください。
- ② 応募いただく研究提案と同様の内容を他の研究資金等（宇宙戦略基金等、JAXA 内の他部門・部の資金を含む）に申請している場合（もしくは予定している場合）は、その旨を研究提案書の「2. 提案内容（6）他の研究資金」に記載するようお願いいたします。なお、すでに他の研究資金を受けている研究内容で本制度の共同研究は実施できません。
- ③ 応募に際し提出いただいた情報・資料は返却いたしませんのでご了承ください。
- ④ 応募に際し提出いただいた情報・資料に関し、詳細や不明点を照会することや追加資料（財務諸表等）の提出を依頼することがあります。その場合は、別途連絡いたします。なお、追加で提出いただいた情報・資料についても審査の対象となります。
- ⑤ 応募に係る情報・資料の作成及び提出等に要する費用は、提案者にて負担いただくようお願いいたします。
- ⑥ 応募に際して提供された個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び関連法令を遵守し、下記各項目の目的にのみ利用します。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）
 - ・ 研究提案に関する質問・選定結果の通知等、関連する事務連絡に利用します。
 - ・ JAXA が開催するセミナー、シンポジウム等のイベント案内や、関連する募集等、宇宙探査イノベーションハブからの情報配信に利用します。

5. 知的財産権・成果の取扱い

5-1 知的財産権の取扱い

本事業で得られた研究成果に係る知的財産権の取扱いは以下のとおりとします。

(1) 帰属等

① 共同研究において生じた発明等の場合

共同研究の実施により、提案者のみで発明等を行ったときは、速やかに JAXA に通知したうえで、提案者が単独で所有できます。

共同研究の実施により提案者と JAXA が共同で発明等を行ったときは、提案者及び JAXA は、速やかに相互に通知することとします。当該発明等に係る知的財産権は共同で所有するものとし、その持分はそれぞれの知的貢献の度合に応じて協議のうえ定めます。

なお、提案者と JAXA が共同で所有する知的財産権について、提案者が教育・研究開発目的以外での自己実施を希望する場合、以下を条件に、JAXA に対する当該実施料の支払いを免除することができます。

(イ) JAXA が負担すべき出願等の管理・維持費用を JAXA に代わって負担すること

(ロ) 一会計年度毎に JAXA へ実績報告すること

また、提案者が第三者への利用許諾を希望する場合、事前に JAXA の同意を得て、許諾条件を協議したうえで利用許諾することができます。このとき、利用許諾先を選定した者へ、実施料の配分等の優遇をいたします。

② JAXA へ出向している研究者による発明等の場合

提案者から JAXA に出向（クロスアポイントメント制度含む）している研究者が発明等を行ったときは、あらかじめ出向契約等で約定することによって、当該研究者の知的貢献の度合を考慮した上で、当該発明等に係る知的財産権を当該研究者の出向元である提案者に帰属させることができます。

(2) 通知が必要なもの

提案者に帰属した知的財産権の出願・登録及び自己実施・第三者への実施許諾においては、共同研究契約後に別途提示する事務処理説明書に基づき、JAXA へ通知等を行っていただきます。

(3) その他詳細条件については、別途締結する契約書にて定めることとします。

5-2 成果の取扱い

本事業で得られた研究成果は、適切な知的財産権の権利化等を行った上で、積極的に外部へ発表することを推奨しています。

- (1) 研究成果について、JAXA が Web サイト、展示会（セミナー、シンポジウム）等で公開する場合があります、協力をお願いすることがあります（研究終了後も同様）。
- (2) 社会的にインパクトのある研究成果が生じた場合には、プレス発表を行うことがあります。
- (3) 研究成果について新聞・図書・雑誌論文等での発表を行う場合や、マスメディア等の取材を受ける場合は、事前に JAXA にご連絡ください。その場合、本事業による成果であることを明示し、公表した資料について JAXA へ提出ください。
- (4) 研究成果を用いて事業を行う場合には、速やかに JAXA に報告ください。
- (5) 研究終了後、JAXA が実施する追跡調査（フォローアップ）等に協力いただきます。その他必要に応じて、進捗状況の調査にも協力いただきます。
- (6) その他詳細条件については、JAXA との間で締結する契約等により定めることとします。

6. その他

(1) 法令等の遵守

- ・ 共同研究を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報等の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組みを必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、実施機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。
- ・ 関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究停止や契約解除、採択の取り消し等を行う場合があります。
- ・ 研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、適切な対応を行ってください。

(2) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

各研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、実施機関が共同研究を含む各種研究開発活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められますので、以下の関係法令を遵守ください。

- 日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※）が行われています。従って、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

- ※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、輸出貿易管理令別表 1（外為令別表）及び関連省令に定めるスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需用者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

- 物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居

住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

○ 経済産業省等のホームページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

・ 経済産業省：安全保障貿易管理ガイダンス

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>

・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター

<http://www.cistec.or.jp/index.html>

・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishuka_nri03.pdf

(3) 共同研究に外国人等※に該当する方が参加する場合の対応について

○ 共同研究開始に際して、外国人等に該当する方が JAXA の指定する管理区域に立ち入る場合、また、外国人等に公知または基礎的な科学技術分野以外の情報を提供する場合は、JAXA 内での外国人等受入審査が必須となります。

審査には 2 か月程度要しますので、下記の外国人等の対象者に該当する方が共同研究参加者にいらっしゃる場合は、採択通知後速やかに RFP 事務局にご相談ください。

※外国人等は、外国人（日本国籍を有しない者）、ならびに非居住者及び特定類型に該当する日本人を指します。非居住者については「[外国為替法令の解釈及び運用について](#)」（昭和 55 年 11 月 29 日付蔵国第 4672 号）6-1-5、6（居住性の判定基準）、特定類型については「[外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について](#)」（平成 4 年 12 月 21 日付け経済産業省通達 4 貿局第 492 号）1（3）サ①から③を参照。

○ JAXA 内での外国人受入審査に際しては、以下の書類をご提出いただくこととなります。事前にご準備いただくと手続きがスムーズになりますので、ご参考ください。

参考：外国人受入審査のための必要提出書類

区分	審査前の準備資料
「外国人等」に該当する方全員	氏名（名字は太字にする）、国籍、居住者／非居住者、 特定類型の該当有無を示した資料（複数人の場合は、 全員分を Excel 等にまとめて記載して提出可）
うち居住者の方	・在留カードの写し（表・裏） ・大学以上の経歴が分かる履歴書
うち非居住者の方（日本国籍 の方を含む）	・パスポートの写し（表・裏） ・大学以上の経歴が分かる履歴書
上記に加え特定類型①又は② 該当者の方	・該当の根拠となる契約書等

○外国人受入審査に際して、共同研究機関側でも、外国人等に該当する方が共同研究に参加されるにあたり、対象者の方の国籍や、非居住者/特定類型該当有無に合わせて、研究内容を共有して問題ないか、という観点で輸出管理審査を実施しているかを確認させていただきます。

共同研究機関側で予め審査実施済みの場合は、可能な範囲で根拠となる規程や審査資料をご提示ください。

(4) 安全衛生管理及び事故発生時の報告について

- ・安全衛生管理につきましては、実施機関にて、管理体制及び内部規則を整備の上、労働安全衛生法等の安全関係法令の遵守及び事故防止に努めてください。
- ・共同研究に起因して事故および当該事故に伴う研究者等の負傷等が発生した場合は、速やかに JAXA に対して報告してください。

第13回RFP(2025) 募集課題 (1/4)

※期間・研究費は上限

システム型課題 2課題

No	研究領域	研究課題	期間 (ヶ月)	経費 (千円)	関連するSDGs 目標
01	次世代モビリティ/ 次世代エネルギー	月面物流モビリティオープンプラットフォーム	36	80,000	
02	アセンブリ&マニユ ファクチャリング	月面鉱物資源を活用した金属・酸素抽出技術と鉱物資源利用技術の獲得	36	50,000	    

【共通する留意事項】

- 1つの研究課題において複数の構成要素が示されている場合、特に記載されている場合を除き、そのうちいずれかの要素を満たす提案でも構いません。
- 過去の RFP にて採択された研究テーマとの組み合わせによる提案も期待します。
- 1つの研究課題に対して複数の研究提案を採択することがあります。また、採択がないこともあります。
- 研究提案の内容に応じて、研究費額を調整することがあります。
- 採択内定後、JAXA と研究体制を構築していただきます。このとき、JAXAより体制を提案することがあります。
- 研究に際し、必要に応じて JAXA の研究設備を利用することができます。

第13回RFP(2025) 募集課題 (2/4)

ゲームチェンジ型課題 10課題

※期間・研究費は上限

No	研究領域	研究課題	期間 (ヶ月)	経費 (千円)	関連するSDGs 目標
03	次世代エネルギー	大電力レーザー給電用耐強照射性光電変換パネル	24	10,000	 
04	次世代エネルギー	月面用ヒートポンプシステムに関する研究	24	10,000	 
05	次世代エネルギー	レゴリスを媒体とした非接触送電技術の研究	12	10,000	 
06	次世代エネルギー	月面環境耐性を有する電界給電送電技術の研究	12	10,000	 

【共通する留意事項】

- 1つの研究課題において複数の構成要素が示されている場合、特に記載されている場合を除き、そのうちいずれかの要素を満たす提案でも構いません。
- 過去の RFP にて採択された研究テーマとの組み合わせによる提案も期待します。
- 1つの研究課題に対して複数の研究提案を採択することがあります。また、採択がないこともあります。
- 研究提案の内容に応じて、研究費額を調整することがあります。
- 採択内定後、JAXA と研究体制を構築していただきます。このとき、JAXAより体制を提案することがあります。
- 研究に際し、必要に応じて JAXA の研究設備を利用することができます。

第13回RFP(2025) 募集課題 (3/4)

ゲームチェンジ型課題 10課題

※期間・研究費は上限

No	研究領域	研究課題	期間 (ヶ月)	経費 (千円)	関連するSDGs 目標
07	次世代エネルギー	試作を介さないフィルタ特性を制御可能な新規電波吸収体	24	10,000	 
08	次世代モビリティ	月面建機のための自動掘削制御技術の開発	24	10,000	
09	次世代モビリティ	月面建機のための高負荷対応の小型軽量アクチュエータの開発	24	10,000	
10	次世代モビリティ	宇宙機搭載デジタルコヒーレントLiDARのための光集積回路技術	24	10,000	

【共通する留意事項】

- 1つの研究課題において複数の構成要素が示されている場合、特に記載されている場合を除き、そのうちいずれかの要素を満たす提案でも構いません。
- 過去の RFP にて採択された研究テーマとの組み合わせによる提案も期待します。
- 1つの研究課題に対して複数の研究提案を採択することがあります。また、採択がないこともあります。
- 研究提案の内容に応じて、研究費額を調整することがあります。
- 採択内定後、JAXA と研究体制を構築していただきます。このとき、JAXAより体制を提案することがあります。
- 研究に際し、必要に応じて JAXA の研究設備を利用することができます。

第13回RFP(2025) 募集課題 (4/4)

ゲームチェンジ型課題 10課題

※期間・研究費は上限

No	研究領域	研究課題	期間 (ヶ月)	経費 (千円)	関連するSDGs 目標
11	アセンブリ&マニユ ファクチャリング	フレキシブルで施工性の高い空間連結技術	24	10,000	   
12	ハビテーション	月面拠点構築のためのレゴリス検知・集塵技術の開発	24	10,000	 

チャレンジ型課題

No	研究領域	研究課題	期間 (ヶ月)	経費 (千円)	関連するSDGs 目標
13	全領域	チャレンジ型	12	3,000	

【共通する留意事項】

- 1つの研究課題において複数の構成要素が示されている場合、特に記載されている場合を除き、そのうちいずれかの要素を満たす提案でも構いません。
- 過去の RFP にて採択された研究テーマとの組み合わせによる提案も期待します。
- 1つの研究課題に対して複数の研究提案を採択することがあります。また、採択がないこともあります。
- 研究提案の内容に応じて、研究費額を調整することがあります。
- 採択内定後、JAXA と研究体制を構築していただきます。このとき、JAXAより体制を提案することがあります。
- 研究に際し、必要に応じて JAXA の研究設備を利用することができます。

【課題概要】

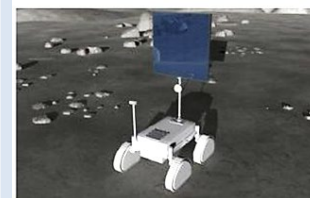
システム型／次世代モビリティ・次世代エネルギー領域

- ・ **最終的な目標**:月面上の物資輸送（太陽電池タワーやレゴリス等）ローバ開発への参入ハードル低減と効率化のために、月面物流モビリティオープンプラットフォーム（HW・SW基盤）を開発する（地上事業化:宇宙機の安全信頼品質を地上ロボット製品へ応用する）。
- ・ **背景/解決すべき課題**:2035年以降民間企業が中心となる月面物流ローバ開発のための手軽なHW・SW基盤が現状無い。そのため「重い荷物を運べる小型軽量で故障診断機能・自律移動機能を持った」月面物流モビリティオープンプラットフォーム（HW・SW基盤）が必要。

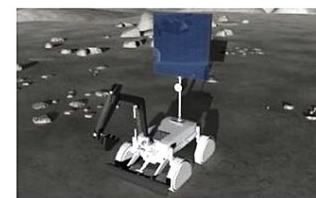
【共同研究における目標】

本共同研究においては月面物流モビリティの仕様案（地上スパック※）の作成を目標とすることに加えて、本成果の発展計画（宇宙仕様化検討と宇宙実証計画とコミュニティ形成）も具体化する。※地上部品BBM開発相当（TRL4）

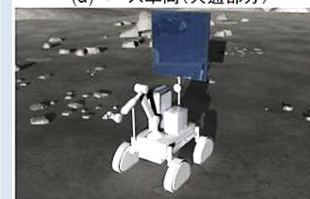
- ・ 運搬対象物:太陽電池タワー（タワーサイズ1.5m×1.5m、積載質量150kg）
- ・ 特徴1【ハードウェア】:本体質量の2倍程度の積載質量を運べる（本体質量75kg、本体サイズLUPEX相当）
 - 速度（荷物搭載時）:時速2km/h（秒速0.556m/s）、最大登坂角度:30deg/30cm程度、宇宙仕様化検討
- ・ 特徴2【ソフトウェア】:長期運用のための故障予測・診断技術（AI機械学習ソフトウェア）
- ・ 特徴3【ソフトウェア】:自律移動技術（ROS（Robot Operating System）ソフトウェア）
- ・ 特徴4【オープンプラットフォーム化】:HW標準化（信頼性/安全性/検証など）、Space ROSソフトウェア、コミュニティ形成



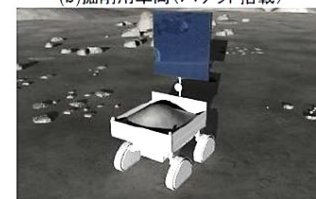
(a)ベース車両（共通部分）



(b)掘削用車両（バケット搭載）



(c)軽作業車両（作業アーム搭載）



(d)運搬車両

図 5.5-5 ベース部分を共通化した多目的月面車両

多目的月面モビリティプラットフォーム

【研究資金／期間】総額80,000千円以下／36か月以内

【留意事項】本成果の発展計画（宇宙仕様化検討と宇宙実証計画とコミュニティ形成）を具体化できる機関の参加が望ましい

【課題概要】

システム型／アセンブリ&マニファクチャリング領域

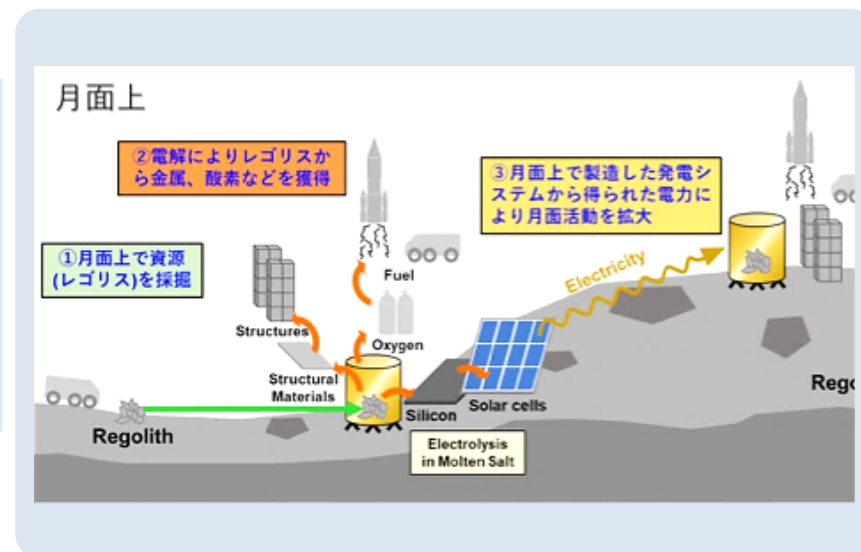
- ・ **最終的な目標:**酸化還元反応を利用し、熔融電解技術等を用いて月レゴリスシミュラントから金属や酸素を取り出すこと。さらに金属抽出プロセスの自動化・機械化・大型化を実現する鉱物資源利用技術を獲得し、将来の月面での産業化を実現する必須技術の確立を目指す。
- ・ **背景/解決すべき課題:**月面には、特定の鉱物が偏在している鉱脈は発見されていない。現時点では Apolloリターンサンプルの分析により、月面表層を覆うレゴリスの鉱物組成は酸化ケイ素が最も多く、アルミニウム、鉄、チタン、マグネシウム等の酸化物や少量の重元素が含まれる事が知られている。これら月面に普く存在するレゴリスから金属や酸素を選択的に取り出すことができる技術が望まれる。

【共同研究における目標】

- ・ 月レゴリスシミュラントから、酸素等代表的な複数の元素の抽出を実証し、資源抽出プロセスの実用化への必須技術を確認する。
- ・ 資源抽出プロセスの自動化と、将来の大型化に向けた技術を確認し、将来の宇宙における産業化に向けた技術を確認する。産業化にいたる適切なロードマップと到達目標課題を設定し、共同研究期間に到達可能な計画を提案する。

【研究資金／期間】総額50,000千円以下／36か月以内

【留意事項】特になし



【課題概要】

ゲームチェンジャー型／次世代エネルギー領域

- 最終的な目標：月面等の宇宙空間で、km超-100W超級の無線給電を小型軽量で実現し得るレーザー給電システムにおける受電側の高性能・高効率化に貢献する。
- 背景/解決すべき課題：受電側の高効率化には、宇宙環境における光電変換素子(PVセル)の高効率化に加え、セルが直列接続された光電変換パネルの光不均一照射に対する耐性が大きな課題となる。また、パネルサイズに制約を受けやすい宇宙機で給電パワーを増大させるには、強照射密度耐性も重要課題となる。

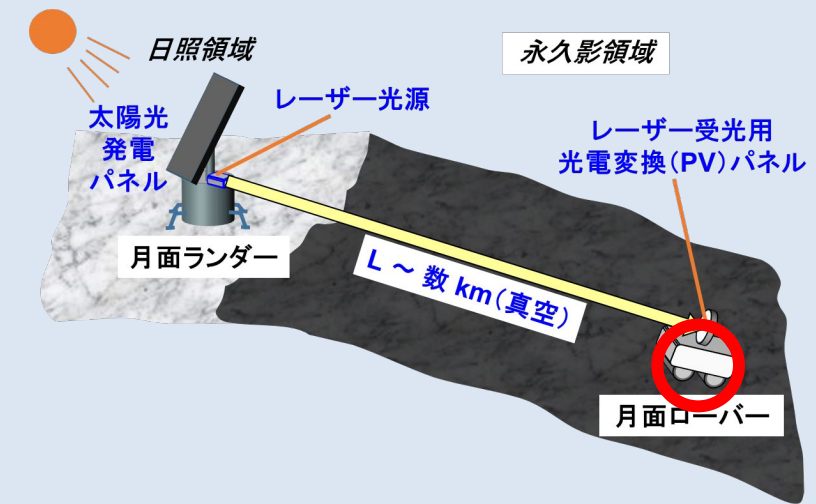
【共同研究における目標】

km超級伝送に必須の高ビーム品質を有する近赤外高出力レーザー(波長：**1,070nm近傍**、ファイバーレーザー想定)の受光を前提に、上記課題を同時解決し得る垂直多段積層のセル等を用いた光電変換素子及びパネルモジュールの試作・評価・分析を行い、実用に必要なサイズ(**30 cm角程度**)の**パネルモジュールの実現性**を証明する。具体的な目標特性は以下のとおり。

- 強照射密度($> 10 \text{ W/cm}^2$)においても、**セル変換効率 $> 45 \%$** 、および、**パネル変換効率 $> 30 \%$** を保持。
- 光不均一照射**(ガウシアンビーム等を想定)に対する高い耐性。
- 太陽電池の一般的な放射線照射試験(1MeV 電子線、 $1\text{E}15 \text{ cm}^{-2}$)で、特性保存率 $> 80 \%$ 程度を確保。

【研究資金／期間】総額10,000千円以下／24か月以内

【留意事項】特になし



【課題概要】

ゲームチェンジ型／次世代エネルギー領域

- 最終的な目標：月面環境で安定的な性能を発揮するヒートポンプシステムを開発すること。
- 背景/解決すべき課題：月面では、周囲環境が電子機器の設計許容温度以上の高温となる場合もあり、従来の熱輸送方式であるヒートパイプや単相流体ループなどでは、放熱面から周囲環境への放熱が困難となり、電子機器の高温化や放熱面パネルの質量・体積増加などの熱設計上の課題がある。また、高温環境下で小型軽量に排熱要求を成立させるためには、機器排熱を惑星環境温度以上に昇温して放熱面に熱輸送を行い、周囲環境へ高効率で放熱可能な熱制御技術の実現が必要である。

【共同研究における目標】

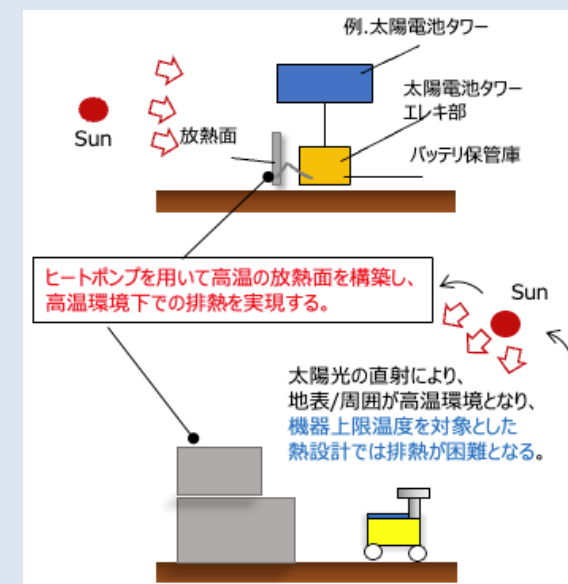
月面環境(昼間)の温度下にて安定的に動作する機構・制御システムの確立に向けて、本研究が目指すヒートポンプシステムの性能目標は下記の通り。

- 放熱能力:3kW級
- 受熱温度:30~50℃、放熱温度:100℃以上
- 成績計数:COP 2.0以上

RFP 13の研究終了時点では、重力に依存しない特性評価の検証方針や宇宙環境で使用可能な圧縮機構成検討を行い、上記の性能目標を実現するヒートポンプシステムの成立性検討及び要素的な試験を踏まえ、システム実現に必要な技術課題を明確にすることを目標とする。

【研究資金／期間】総額10,000千円以下／24か月以内

【留意事項】 特になし



ヒートポンプを用いた熱制御が効果的な課題の例

【課題概要】

ゲームチェンジ型／次世代エネルギー領域

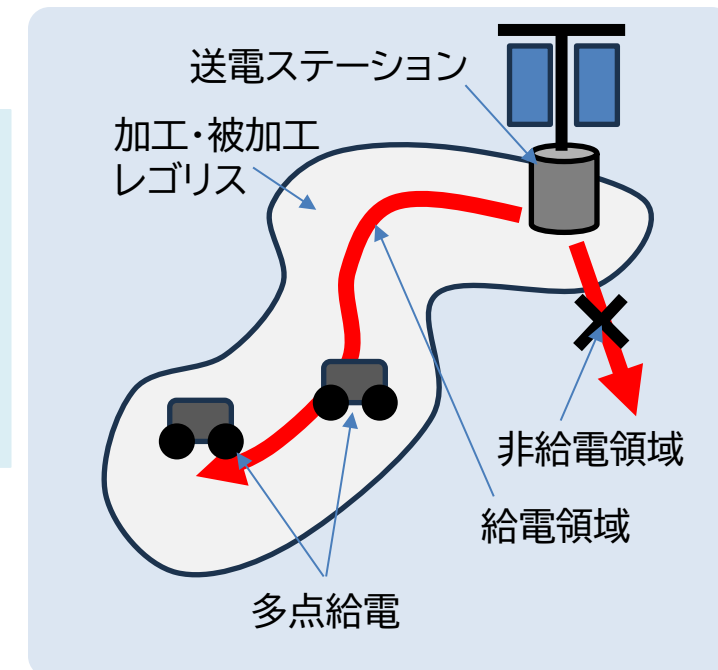
- 最終的な目標:月面現地リソースを最大限活用した電界平面波送電システムを構想し、試作実証すること。
- 背景/解決すべき課題:月面エネルギーインフラの開発において送電効率と距離を両立した無線送電技術が求められる。また、地球からの輸送リソースの削減も重要である。このため、レゴリス(月面塵)を非加工のまま伝送媒体として送電が可能な電界平面波送電技術を求める。本技術の応用可能範囲の机上検討を行い、スケールモデル(超小型ローバ等)を月面実装を想定し試作検討する。

【共同研究における目標】

- 月面ローバ等への給電を目的として、最終目標を**数百W級・100m級の送電**として机上検討する。レゴリスの加工・送電帯等専用インフラの採用による距離・効率向上を評価し、システムリソースのトレードオフを行い、多点給電の可能性も評価する。
- スケールモデルとして**数W級・1m級の送電システムを試作**し、評価する。

【研究資金／期間】総額10,000千円以下／12か月以内

【留意事項】 特になし



【課題概要】

ゲームチェンジャー型／次世代エネルギー領域

- 最終的な目標:レゴリス粒子(月面塵)が飛散する月面の船外環境において、高信頼性、高効率を実現し、繰り返し結合・分離が可能な電界給電向けコネクタを中心とした送電技術を机上検討・トレードオフ・試作により研究する。
- 背景/解決すべき課題:本技術はレゴリスの飛散する環境下で電極を短絡せずに結合させるため、電界非接触給電方式を考えた場合に解決すべき課題として、無人ローバへの半自律的な結合が可能である設計を示すことと、レゴリスによる摩耗劣化の評価・軽減を実現することとする。

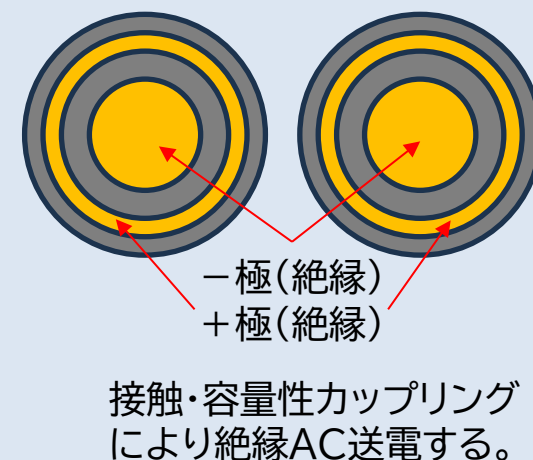
【共同研究における目標】

- 月面ローバ等への給電を目的として、最終的には数百W級の送電が見込める電界結合方式の送電コネクタ・ケーブル・送電方式を机上検討・トレードオフ・試作により研究すること。
- 本研究においては数十W級を想定し接続位置角度ずれが許容できるコネクタ形状と送電方式の設計・試作を行う。試作するコネクタはローバへの半自律的結合を想定する。
- レゴリスの付着した状態で結合・分離を繰り返した際の劣化を評価し、軽減する。

【研究資金／期間】総額10,000千円以下／12か月以内

【留意事項】 特になし

電界給電送電技術イメージ



【課題概要】

ゲームチェンジャー型／次世代エネルギー領域

- 最終的な目標：多種多様な電磁ノイズに応じた吸収性能を試作を介さずにチューニングできる技術を用いた電波吸収体の開発
- 背景/解決すべき課題：マイクロ波による無線給電や電波天文観測など、GHz帯の利用においてノイズの制御は非常に重要である。これまではニーズに合わせた個別の設計及び試作並びに測定の実行を行って開発を行ってきたが、これは開発期間とコストが膨大となる原因である。そこでノイズ源や伝播経路を模擬する配線やモデルを用いたデータの学習により、試作を介さずにノイズ対策効果を推定する回帰器を構築し、最適な実装条件を探索するシステムを研究する。

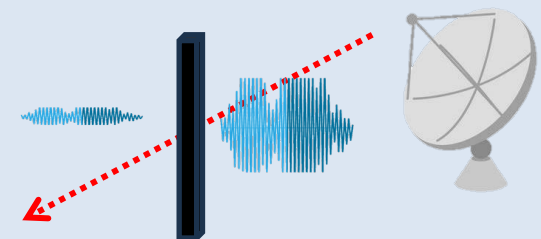
【共同研究における目標】

- カーボン材料をベースとしたフィルタ特性(周波数に対する吸収特性)をチューニング可能な電波吸収体を研究・開発する。
- 材料の等価電磁界モデル、フィルタ特性の制御等について検討し、目的に合わせた実装に対して、試作を介さずにノイズ対策効果を推定するため回帰器の検討を行う。
- これにより「帯域:30-180 GHz、吸収性能:20 dB、厚さ:5 mm 以下、密度:0.2 g/cm³」を目標性能とした試作を1年目に行う。
- 2年目以降は回帰器の性能を向上させるとともに、宇宙環境耐性を有する電波吸収体を開発する。

【研究資金／期間】総額10,000千円以下／24か月以内

【留意事項】JAXAの所有する真空チャンバ(温度制御範囲:-150℃～120℃)が利用できる。

ノイズを吸収



- 30～180 GHz
- 吸収性能 20dB
- 厚さ5mm以下
- 密度:0.2 g/cm³

【課題概要】

ゲームチェンジ型／次世代モビリティ領域

- ・ **最終的な目標:**国際宇宙探査シナリオ(案)にある推薬生成プラントや月面拠点建設におけるレゴリスを自動掘削する建設機械(数トンクラス)を実現する。
- ・ **背景/解決すべき課題:**レゴリスを自動掘削する建設機械の実現のため、地上で月面の1/6重力下と同等の振る舞いをする大型の実機試験機の開発と、1/6重力に対応する自動掘削制御技術の開発が必要である。

【共同研究における目標】

(1)地上で1/6重力と同等の振る舞いをする大型の実機試験機の開発

- ・ 試験機の受ける掘削反力が、月面上を想定した場合と同等となるような大型の実機試験機を開発する。(使用する機械・電気部品は地上用部品を使用する)
- ・ 掘削対象は月面想定を土砂とし、1G環境下の土砂を掘削するテストフィールド。(比重が1/6の土砂を検討して掘削試験しなくてもよい)

(2)大型の実機試験機を使った1/6重力に対応する自動掘削制御技術の開発

- ・ 掘削反力による機械の状態やアクチュエータの負荷をリアルタイムでフィードバックした掘削制御技術により地上と同程度の掘削能力を達成する。



月面推薬生成プラントの建設機械

【研究資金／期間】総額10,000千円以下／24か月以内

【留意事項】数トンクラスの建設機械に繋がる大型の実機試験機(数百キロ以上)とテストフィールドを準備できること

【課題概要】

ゲームチェンジ型／次世代モビリティ領域

- ・ **最終的な目標:**国際宇宙探査シナリオ(案)にある推薬生成プラントや月面拠点建設におけるレゴリスを自動掘削する建設機械(数トンクラス)を実現する。
- ・ **背景/解決すべき課題:**2.0t積の運搬機に10分程度で積込みするには1回で200kg程度のレゴリスを掘削する必要があり、月面建機に求められるアクチュエータとしては油圧を使わないで5～10kNm程度以上の負荷に耐える必要がある。

【共同研究における目標】

真空環境下で使用可能かつ掘削の負荷に耐えうる電動アクチュエータ

- ・ 電動(油圧を使わない)で、許容不可トルクが高いアクチュエータ
- ・ 高負荷対応(許容負荷トルクが5～10kNm程度以上)
- ・ 高出力密度(高トルク出力/質量)のアクチュエータ
- ・ 真空対応(グリスや個体潤滑、アウトガスの少ない素材等)
- ・ 宇宙放射線対応(素材や潤滑剤)
- ・ 使用温度範囲(-170℃～+110℃)の拡大(グリスや個体潤滑も含む)

※上記を実現するための解析・シミュレーションと試作機の試験評価を実施

※ヒータ搭載により温度条件を緩和した上、グリス等の液体潤滑や個体潤滑等を用いることで、高負荷な環境における長寿命化や極低温を含む幅広い温度にて使用できる小型アクチュエータを実現

【研究資金／期間】総額10,000千円以下／24か月以内

【留意事項】技術成立の実現性を高めるため、潤滑剤メーカーとの共同提案が望ましい。



月面推薬生成プラントの建設機械

【課題概要】

ゲームチェンジャー型／次世代モビリティ領域

- 最終的な目標: 次世代モビリティアーキテクチャ領域における、高精度で安全な自動・自律運転システムのためのアクティブセンシング技術の1つである、距離および速度測定技術の1つであるコヒーレントLiDARを実現するための要素技術として光集積回路を開発する。
- 背景/解決すべき課題: コヒーレントLiDARは現在広く普及している直接検出方式(ToF方式)に対して、太陽光の影響を受けない他、距離に加えて速度の測定が可能であるという優れた特徴を持つが、レーザの周波数ノイズによる測定距離の制限(コヒーレンス長)があることに加えて、複雑な光学回路が必要であるために普及していない。近年の研究でレーザの周波数ノイズについてはデジタル処理によって解決できる。そこで本研究では、複雑な光学回路について光集積回路として1チップ化することで解決をはかる。

【共同研究における目標】

多くのコヒーレントLiDARでは、レーザの周波数ノイズによる測定距離制限に対して、レーザの改良によって解決をはかっている。しかし、この方法はLiDARがレーザに依存してしまうため、LiDARの仕様に応じてレーザを開発する必要がある。しかし、近年の光通信技術を応用して位相ノイズをデジタル信号処理で解決するデジタルコヒーレント方式方法が提案されている。本研究では、耐放射線性を要求される他、さまざまな距離および測定物に対してLiDARが設計できる汎用性を確保するため、デジタルコヒーレント方式を前提としている。

(1) 光集積回路の製作

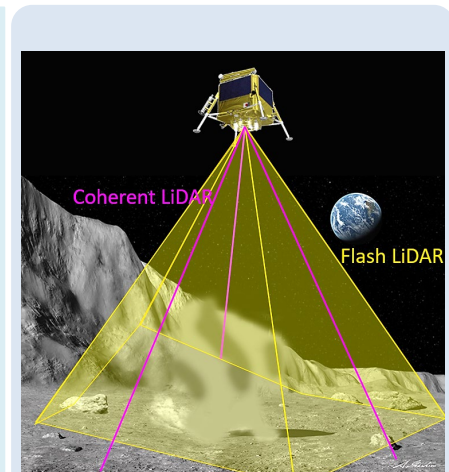
本研究では、コヒーレントLiDARの普及および搭載化の壁となっている、光学回路が複雑であるという問題に対して、デジタルコヒーレント方式を前提とした光集積回路を製作することを目標とする。製作範囲は、送信レーザを除き、送信光変調器から主搬送波と副搬送波のI/Q信号を取り出すO/E変換器までの光及び光電変換回路一式である。レーザは光通信で使用されている1550nm帯、変調信号は25GHz帯を使用する。

(2) 光集積回路の評価

製作した光集積回路について、送信レーザへの変調特性および挿入損失などの測定、送信信号を折り返して受信側へ入力した信号について、主搬送波/副搬送波の分離およびそれらのO/E変換特性について詳細に測定して評価する。

【研究資金／期間】総額10,000千円以下／24か月以内

【留意事項】JAXAでは搭載化に関する知見の提供および評価の一部を担当する。



コヒーレントLiDARとフラッシュLiDARの協調動作による高精度着陸

【課題概要】

ゲームチェンジ型／アセンブリ＆マニファクチャリング領域

- ・ **最終的な目標:**宇宙・月面での適用を目指したフレキシブルな空間連結技術の確立を目指して、極めて限られた人的施工環境においても展開・設置可能な技術を確認する。
- ・ **背景/解決すべき課題:**月面等において初期開発の段階では、人的環境や設置に関わるインフラ環境が極めて限定的な状況が想定される。また、施工に関わる専門的な人材を現場に確保する事は困難である。そのような環境下における構造物の施工や設置の実現に向けては宇宙での使用にて必要な気密性・安全性の確保が必須の条件となり、これらを解決する技術の確立が望まれる。

【共同研究における目標】

- ・ 宇宙空間・月面などでの使用において必要な気密性・安全性の確保に向けた要素技術を、複数の素材の適用などの新たなアプローチを用いて確立する。
- ・ 月面での拠点構築に適用可能な構造物の構築において重要となる下記の技術を確認する。
 - 建築・移動空間を連結に際して、設置精度に一定の公差があっても角度や距離を調整できる機構
 - 膜材やファスナー材など従来建築用途で用いられていない要素技術を複合的に活用し、宇宙での使用を可能とする
 - 拡張性や互換性を担保しつつ、安全性と簡便な施工性を兼ね備えた連結機構を確認する
 - 宇宙空間での適用を目指した実証試験を行い、技術へのフィードバックを行う。

【研究資金／期間】総額10,000千円以下／24か月以内

【留意事項】宇宙実証に向けた適切な要素抽出と枠組みの準備を並行して行う



【課題概要】

ゲームチェンジ型／ハビテーション領域

- ・**最終的な目標**：月・火星表面等の 低重力環境での有人活動において、船外活動を通じて船内に持ち込まれるレゴリス(表層土壌)の浮遊量をモニタリングし、検知した船内のレゴリスを集塵するための技術、微小粒子蓄積時の環境評価手法の確立が必要である。
- ・**背景/解決すべき課題**：月・火星の表層土壌であるレゴリスは、微小重力下では舞い上がりやすく、国際探査特有の環境影響や機器損傷を与える大きな課題のひとつである。レゴリスに関する影響や安全対策は、アポロミッションから得られた知見にとどまっており、月面拠点構築および居住空間構築のために獲得が必須な技術である。

【共同研究における目標】

本研究における達成目標、研究終了時点で求める成果

- a) 船内・拠点内の浮遊量をモニタリングできるシステムの検討・開発
- b) 船内・拠点内に持ち込まれたレゴリスへの集塵・除塵技術の検討・開発

を総合的な対応課題として検討し、有人与圧ローバや月面拠点におけるレゴリスの課題解決に取り組む。

【研究資金／期間】総額10,000千円以下／24か月以内

【留意事項】 特になし



アポロ17号の船外宇宙服の月レゴリスの付着
(JAXA宇宙教育センター 月面の環境より)

【課題概要】

- 従来の枠組みに捉われない自由な発想に基づく、将来の宇宙探査及び新産業の創出につながるシーズベースの挑戦的な研究を対象とします。
- 具体的な計画や成果予測が現時点で成熟段階に至っていないなくとも、提案技術や研究が実現した際に新たな技術分野や市場を創成しうる期待値を重視します。
- 「挑戦すること」や「新しく試みることに」価値を置き、提案段階で具体的な計画がなくとも、提案者のビジョンや創意工夫を尊重し、実現可能性を高めるための支援を行います。
- 基礎研究・応用研究・実証研究の各段階に応じて幅広く歓迎し、技術領域における重み付けについても柔軟に対応します。事業分野や技術裾野の拡大に努め、提案者と共に新たな可能性を開拓していきます。

【共同研究における目標】

従来の枠組みに捉われない新しい研究を推進し、将来の宇宙探査および新産業の創出に挑戦する提案段階で具体的な計画や成果予測が成熟段階に至っていないなくとも、提案された技術や研究が実現した際に、新たな技術分野や市場を創成す可能性があると評価されるものを優先して取り組む

【研究資金／期間】 総額3,000千円以下／12か月以内

【留意事項】 特になし

審査基準(採択時)

資料 2

A システム型研究

① 研究課題の設定趣旨との整合性
・公募で提示した研究課題を適切に理解し、その実現に必要な技術や課題を的確に把握していること
② 研究目標・計画の妥当性・実現性
・公募で提示した研究課題に対する解決について具体的に提案された研究計画となっていること ・研究計画において目標が提案者の実績、データ、成果に基づき、定量的に明確化されていること ・研究の実現性が高いことを合理的に説明されていること ・システムの実現に必要な技術や課題を的確に把握し、技術の確立、課題の解決について具体的に提案されていること
③ 技術的革新性(イノベーションインパクト)
・月探査に対し、新たな価値や革新的なサービスをもたらすことが期待できる技術であることが説得性をもって述べられていること (既出の技術であっても、その組み合わせ／創造性によって新たな価値創出が期待できる場合を含む) ・地上事業への期待がある場合は、新たな事業的価値／社会的インパクトの創出が期待されることが説得性をもって述べられていること ・技術の独創性(新規性)及び国内外問わず、技術の競合優位性(技術的ベンチマーク、経済的優位性)が、論文、特許、インターネット等の調査に基づき具体的に述べられていること
④ 研究開発体制の妥当性
・研究開発体制が適切に組織されており、企業・大学及び JAXA との役割分担が明確にされていること ・参画企業が開発を実施できる経営基盤、技術開発力等の技術基盤を有すること ・各参画機関が研究・事業実施の意欲があり、状況によっては自己の経営資源(ヒトモノカネ)の投入も想定していること
⑤ 研究開発に伴うリスク
・過去の関連する研究プロジェクトとの関連がある場合は、その結果(うまくいっていない場合の要因分析を含む)が適切に反映されていること ・他の研究資金(JAXA 内の他部門の資金、宇宙戦略基金等の活用を含む)にて類似の研究が行われていないこと(申請中を含む)
⑥ 出口戦略の検討状況
本研究成果を活かした形での出口戦略が練られているか ・宇宙実証/宇宙探査プロジェクトに向けての研究内容・体制の拡張、資金調達計画を達成するまでのロードマップ・スケジュール・マイルストーン等が検討されているか ・企業の場合は研究体制の維持・拡張のため、本研究成果を活かす形での地上でのビジネス化、または社内の経営層やビジネス部門との連携等が検討されているか ・社会課題の解決に資するか

B ゲームチェンジ型研究

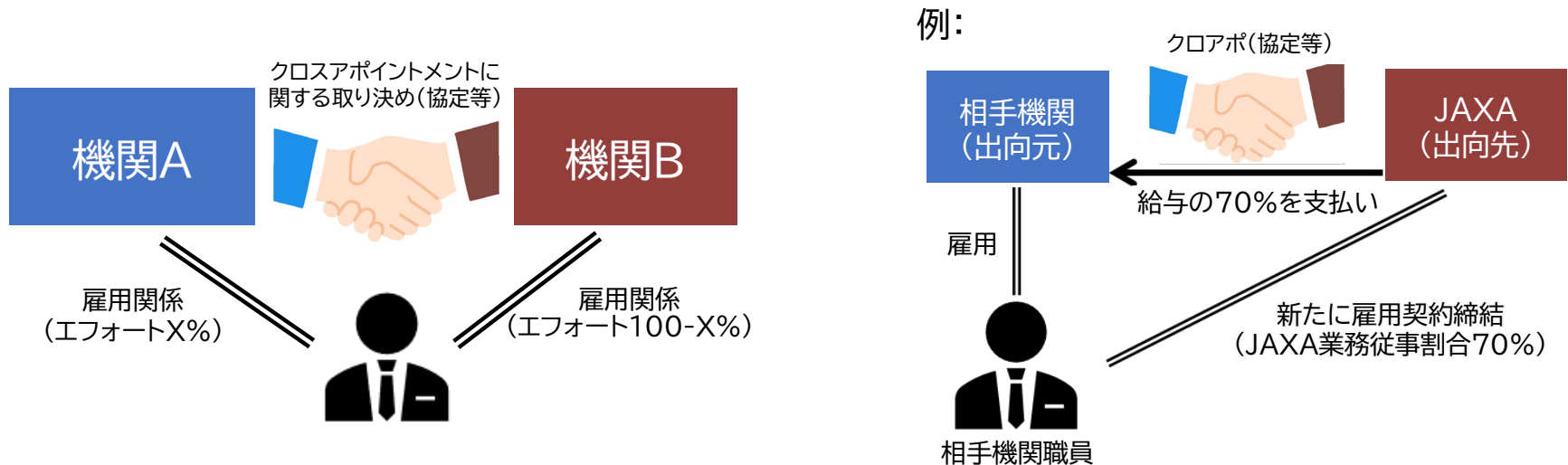
① 研究課題の設定趣旨との整合性
・公募で提示した研究課題を適切に理解し、その実現に必要な技術や課題を的確に把握していること
② 研究目標・計画の妥当性・実現性
・研究目標が具体的かつ定量的に明確であり、実現性が高いこと ・計画がこれまでのデータ・成果に基づき、具体的かつ合理的に立案されていること
③ 技術的革新性(イノベーションインパクト)
・月から火星をめざした探査に対し、新たな価値や革新をもたらすことが期待される技術であることが説得性をもって述べられていること (既出の技術であっても、その組み合わせ／創造性によって新たな価値創出が期待できる場合を含む) ・技術の独創性(新規性)及び国内外を問わず、技術の競合優位性(技術的ベンチマーク、経済的優位性)が、論文、特許、インターネット等の調査に基づき具体的に述べられていること
④ 研究開発体制の妥当性
・研究開発体制が適切に組織されていること ・参画企業が開発を実施できる新規技術開発力等の体制基盤を有すること
⑤ 研究開発に伴うリスク
・過去の関連する研究プロジェクトとの関連がある場合は、その結果(うまく行っていない場合の要因分析を含む)が適切に反映されていること ・他の研究資金(JAXA 内の他部門の資金、宇宙戦略基金等の活用を含む)にて類似の研究が行われていないこと(申請中を含む)
エクストラ項目: 出口戦略の検討状況
本研究成果を活かした形での出口戦略が練られているか ・宇宙実証/宇宙探査プロジェクトに向けての研究内容・体制の拡張、資金調達計画を達成するまでのロードマップ・スケジュール・マイルストーン等が検討されているか ・企業の場合は研究体制の維持・拡張のため、本研究成果を活かす形での地上でのビジネス化、社内の経営層やビジネス部門との連携等が検討されているか ・社会課題の解決に資するか

C チャレンジ型研究

① 独創性
・チャレンジングな研究、独創性のあるアイデアであること
② 新規性
・他の機関、制度で行われていない研究、新しいアイデアであること
③発展性・実績
・JAXA との共同研究により発展が見込めそうな研究、アイデアであること
エクストラ項目：出口戦略の検討状況
本研究成果を活かした形での出口戦略が練られているか ・宇宙実証/宇宙探査プロジェクトに向けての研究内容・体制の拡張、資金調達計画を達成するまでのロードマップ・スケジュール・マイルストーン等が検討されているか ・企業の場合は研究体制の維持・拡張のため、本研究成果を活かす形での地上でのビジネス化、社内の経営層やビジネス部門との連携等が検討されているか ・社会課題の解決に資するか

クロスアポイントメント制度とは

大学、研究機関、企業等、二つ以上の機関に同時に雇用されつつ、機関間で事前に調整されたエフォートで、それぞれの機関に従事することを可能にする制度です



<期待される効果>

J A X A: 企業等人材の登用、知の融合により新たなアイデアをJAXA事業に活用

相手機関: 新しい知見の獲得による企業内での組織活性化、宇宙事業参画への新たな一助

自己投資に換算する費目の例

ご提案の研究に対して、JAXAから提供する研究費以外に、提案機関が自ら投資、提供する見込みのリソースのうち、下記に該当するものを概算してください。

- ・ 共同研究に使用する設備・備品、資材・部品・試薬等消耗品の物品購入費
- ・ 共同研究に参加する研究者が共同研究に関連して出張等する際の旅費
- ・ 共同研究に参加する研究者の人件費（所属研究者のほか実験補助者等も含む）
- ・ 研究成果の事業化検討に資する研究開発（商品プロトタイプ製作等含む）、マーケティング・市場調査、知的財産の分析調査等の経費
- ・ 共同研究で使用する自己の施設・設備等の利用料等（金額が換算できるもの）
- ・ 関連する間接経費、一般管理費相当

※なお、研究提案書への記載額やその実績額については、詳細や根拠資料の提示を求めたり、JAXAが額の精査等を行うことはありません。

研究提案書への記載額は、選定及び共同研究実施に際しての参考、または制度運営の参考にさせていただくものであり、公開はいたしません。

Moon to Mars Innovation 研究提案書

※本提案書は日本語で作成し、文字サイズ 10pt 以上、A4 用紙 10 枚程度、10MB 以下を目安としてください。

※補足説明用(A4 用紙 10 枚程度、10MB 以下を目安)の資料添付は可能。

※ご提出の際は PDF 形式としてください。

※本提案書は、提案者の同意なしに公開されることはありません。(ただし、本 RFP の選考・評価等においては守秘義務を課したうえで選考委員等に提供・開示いたします。)

※青字で記載している文書は本提案書作成上の注意事項です。提出時には削除ください。

1. 提案者情報

(1) 提案機関名 ※原則は法人名、個人でのご提案の場合には個人名としてください。			
代表提案機関(1機関)			
代表提案者氏名		(代表提案機関所属の個人)	
代表提案者所属部署		役職	
共同提案機関			
(2) 提案担当者(1名) ※必須。本提案に係る連絡先として登録します。代表提案者と同じでも構いません。			
氏名		ふりがな	
所属機関			
所属部署		役職	
電話		メール	
住所			
(3) 秘密保持契約締結の希望 ※ご記入がない場合にはご希望なしと承ります。			
☐ なし ☐ あり ⇒様式 3「秘密保持契約書雛形」に必要情報を記入の上、ご提出ください。			
(4) 共同研究契約書雛型 条文の確認 ※必須。原文で契約となりますので事前に内容確認ください。			
☐ 契約条文を確認し、原文で契約となることを了承しました。			
(5) 募集要項本文 知的財産権・成果の取扱い、その他(安全保障管理等)の確認			
☐ 第 13 回研究提案募集(RFP)募集要項の 5 項(知的財産権・成果の取扱い)、6 項(その他)の内容を確認し、遵守します。			
(6) 提案機関の事業 ※提案機関に含まれる企業等について記載してください。			

2. 提案内容

(1) 応募課題	(資料 1「RFP13 募集課題一覧」の課題番号及び研究課題名を記載ください。)
(2) 提案する研究の名称(共同研究の名称)	
(3) 研究要旨 ※本提案が採択された場合、本内容を公開することがありますので、秘密情報を含まない記述としてください。	
ターゲットとする技術(何を解決するための技術か)、提案する研究の内容について 300 字程度で記入ください。	
(4) 提案研究の概要	
① 応募課題に対する提案の概要と総括的な目標 ※資料 1「RFP13 募集課題一覧」をお読みいただき、JAXA から提示した課題に対してどのような目標を立てて解決を目指していくかについて、具体的・定量的に記入ください。 ※システム型の研究については、宇宙探査ミッション及び企業の宇宙事業の双方に有益なシステムを目指す研究であることを念頭に、本研究の終了後を想定して総括的な目標を記入ください。 ※ゲームチェンジ型の研究については、従来の宇宙探査の枠組みを根本から変革、新たな探査手法や資源利用の可能性を広げるブレークスルー技術の研究であることを念頭に、本研究の次のフェーズを想定した総括的な目標を記入ください。 ※チャレンジ型の研究については、従来の枠組みに捉われない自由な発想に基づく、将来の宇宙探査及び新産業の創出につながるシーズベースの挑戦的な研究であることを念頭に、新たな技術分野や市場を創成しうる可能性がわかるように記入ください。 ② 提案者の提案技術に関するこれまでの研究開発状況、実績、特許等の出願・取得状況 ※ここに記載する論文発表や出願特許については様式 2「特許論文リスト」に記入ください。	

③ 提案技術の世界的に見たベンチマーク、セールスポイント

③－１：先行技術や競合技術とその研究開発状況、関連する他者の文献や特許等、市場動向など

③－２：③－１に対する独創性、優位性

(5)研究計画

① 研究目標及び研究方法

※下記(5)④に記載の研究実施項目ごとに達成目標（具体的数値が望ましい）並びに達成目標に対して実施する研究方法を具体的かつ明確にご記入ください。

研究実施項目 1.

達成目標 1. 例) □□における▲▲の最適条件を明らかにする

●●の××を■%向上

○○○の仕様を決定

研究方法 1.

研究実施項目 2.

達成目標 2.

研究方法 2.

研究実施項目 3.

達成目標 3.

研究方法 3.

研究実施項目 4.

達成目標 4.

研究方法 4.

② 研究実施体制

代表 ※1	参画機関	役割	事業主体 ※2
○	〇〇株式会社		○
	株式会社△△		
	■■大学		
	JAXA	想定する JAXA 担当項目を記載ください 例: 宇宙適用検討、環境試験、〇〇製作等	

クロスアポイントメント制度(資料 3 を参照)による出向者の見込み

☐ なし ☐ 検討中 ☐ あり (所属元: _____)

※1 提案代表機関に○をつけてください

※2 研究成果の事業化にあたり、事業主体となる企業(団体等含む)に○をつけてください

③ 研究期間／研究費額

研究期間(資料 1 の上限以内)		ヶ月		
研究費 年度内訳(JAXA 提供額は資料 1 の上限以内)				
年度	JAXA 提供額※4		提案者自己投資想定額※5	
2025 年度	チャレンジ型のみ	千円	チャレンジ型のみ	千円
2026 年度		千円		千円
2027 年度		千円		千円
2028 年度		千円		千円
合計額		千円		千円

※3 研究開始について、チャレンジ型は 2025 年度 1 月以降、システム型・ゲームチェンジ型は 2026 年度 4 月以降を想定して記載してください

※4 JAXA から提供する研究費は一般管理費(直接経費の 10%を上限)及び消費税(10%)を含む額とします

※5 ご提案の研究に対して JAXA 提供研究費以外に提案機関が自ら投資、提供する見込みの資金等について「自己投資想定額」として、可能な範囲で記載ください

＜機関ごとの内訳＞JAXA 提供額の機関ごとの配分について、受領見込みがある機関ごとに記載ください。

機関 1: 〇〇株式会社			
年度	JAXA 提供額※4		主な用途
2025 年度	チャレンジ型のみ	千円	チャレンジ型のみ
2026 年度		千円	
2027 年度		千円	
2028 年度		千円	
合計額		千円	

機関 2: 株式会社△△		
年度	JAXA 提供額※4	主な使途
2025 年度	チャレンジ型のみ 千円	チャレンジ型のみ
2026 年度	千円	
2027 年度	千円	
2028 年度	千円	
合計額	千円	

機関 3: ■■大学		
年度	JAXA 提供額※4	主な使途
2025 年度	チャレンジ型のみ 千円	チャレンジ型のみ
2026 年度	千円	
2027 年度	千円	
2028 年度	千円	
合計額	千円	

④ 研究実施項目及び分担

研究実施項目	〇〇	△△	■■	JAXA
1.	○			
2.	○	○	○	
3.				○
4.		○	○	

(6) 他の研究資金(宇宙戦略基金等、JAXA 内の他部門の資金を含む)獲得・申請状況

- ① 過去に他の研究資金等(宇宙戦略基金等、JAXA 内の他部門・部の資金を含む)を受けて研究実施したことがある場合、その結果(うまくいっていない場合の要因分析を含む)
- ② 他の研究資金(宇宙戦略基金等、JAXA 内の他部門の資金を含む)への申請を行っている、またはその予定がある場合、申請先・研究資金名称・機関・金額等
- ③ 現在、研究実施している比較的近い分野のテーマがある場合、研究機関・資金名称・テーマ名を記載してください。そして前記テーマと本提案との違いを簡潔に記載してください。

3. 出口戦略(宇宙実証、宇宙探査プロジェクト適用、事業化)

※システム型へのご提案の場合は、下記①～④に全て記入をお願いします。

※ゲームチェンジ型、チャレンジ型へのご提案の場合は、可能な範囲で記入をお願いします。

① 研究終了後の出口戦略(宇宙実証、宇宙探査プロジェクト適用、事業化)の概要

本研究成果を足掛かりに、どのような出口(宇宙実証、宇宙探査プロジェクト適用、事業化)を構想しているのか。本研究成果の地上転用を狙う場合、どのような製品・サービスを構想しているのか。

※本研究の成果をもとに、どのように出口を考えているのかについてその構想を具体的に記載ください。

② 出口(宇宙実証、宇宙探査プロジェクト適用、事業化)に向けたロードマップ、マイルストーンと想定される時期

③ 出口(宇宙実証、宇宙探査プロジェクト適用、事業化)を推進する体制

※特に以下の観点で具体的に記載ください。

- ・ 社内の経営層やビジネス部門の関与、対話状況を記載ください。
- ・ 宇宙関係企業の取込み、より高次のシステム技術を有する研究機関・企業の取込み、JAXA 他部門・部署、JAXA プロジェクト等との連携予定があれば、あわせて記載ください。
- ・ 獲得した技術の地上転用による研究体制の維持・強化を記載ください。
- ・ 更なる資金の獲得予定を記載ください。

④ 出口(宇宙実証、宇宙探査プロジェクト適用、事業化)の社会的価値

どのような社会課題の解決につながるのか等、社会的価値を記載してください。

4. その他

(1) 特記事項

上記の 2. 提案内容、3. 出口戦略に当てはまらない事項や特筆すべき事項などがあれば記入してください。

(2) JAXA への要望、その他

※本提案研究を実施する上で JAXA への要望やその他事項があれば記入してください。

(JAXA への要望例: JAXA が保有する試験設備の利用希望、宇宙環境に関わる情報提供の希望 など)

以上

本提案に関する特許・論文リスト

※本提案に関する出願特許及び発表論文等を記載してください。多数ある場合には、重要度の高いものから順番に、最大5件を記載してください

※論文等については web で閲覧できない場合、原稿の提供をお願いする場合がございます、ご了承ください

1. 出願特許: 本提案の実施体制に含まれる機関が出願人となっている出願特許を記載してください

項 番	発明の名称	出願番号 ・公開番号	特許番号	発明者 ※全員を明記	出願人 ※全員明記
1					
2					
3					
4					
5					

2. 発表論文等: 本提案の実施体制に含まれる機関に所属する研究者が著者となっている論文等を記載してください

項 番	タイトル	掲載先※WEB で閲覧可能なものは URL も記載してください	著者
1			
2			
3			
4			
5			

秘密保持契約書

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「甲」という。)及び〇〇(以下「乙」という。)とは、宇宙探査イノベーションハブ「Moon to Mars Innovation」に関する第 13 回研究提案募集(RFP)(以下「本目的」という。)において甲及び乙が提供、開示する秘密情報の取り扱いに関して、次のとおり契約を締結する。

(秘密情報の定義)

- 第1条 本契約において「秘密情報」とは、甲及び乙が RFP に基づき相互に提供、開示する情報であって、提供、開示に際して秘密であることを表示した情報をいう。また、本契約の「秘密情報」には、本契約の署名以前に本件に関連して、相手方から提供、開示を受けた情報を含むものとする。なお、口頭、実演、上映、投影、その他書面又は物品以外の媒体により秘密情報を開示する場合には、相手方に開示する際に秘密である旨を明示し、且つ開示後30日以内に、当該秘密情報を書面にて取りまとめ、秘密である旨を明示した上で、相手方に送付するものとする。
- 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除外するものとする。
- (1) 相手方から知得する以前に既に公知であるもの。
 - (2) 相手方から知得した後に、自らの責によらず公知となったもの。
 - (3) 相手方から知得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が立証できるもの。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの。
 - (5) 相手方から知得した情報に依存することなく独自に得た資料・情報で、かかる事実が立証できるもの。
 - (6) 相手方から公開又は開示に係る書面による同意が得られたもの。
- 3 甲及び乙は、国、地方公共団体、裁判所その他これらに準ずる機関から法令上の根拠に基づき本件秘密情報の開示を求められたときは、可能な限り事前に相手方と協議を行い、法令上強制される必要最小限の範囲、方法により当該機関に対し開示を行うものとする。

(守秘義務)

- 第2条 甲及び乙は、本目的で使用する場合または相手方の書面による事前の承諾を得た場合を除き、相手方から提供、開示された秘密情報を使用してはならない。
- 2 甲及び乙は、相手方から提供、開示された秘密情報を、自己の役員あるいは従業員であっても、知る必要のある者以外に漏洩し又は提供、開示してはならない。
- 3 甲及び乙は、相手方から提供、開示された一切の秘密情報を厳に秘密に保持し、相手方の書面による事前の承諾を得た場合を除き、これを第三者に提供、開示してはならない。ただし、甲が本目的の範囲において第三者(本目的に係る業務を委託する業者又は外部委員等)に開示する場合はこの限りではない。
- 4 甲及び乙は、前項の規定により、相手方の書面による事前の承諾を得て第三者に秘密情報の提供、開示を行う場合には、本契約において自らが負うものと同等の義務を当該第三者に負わせるものとし、当該第三者による本契約内容の違反は、当該第三者へ秘密情報を提供した甲又は乙の

本契約の違反を構成するものとする。

(管理)

第3条 甲及び乙は、相手方から提供、開示された秘密情報を、意図せず漏洩することの無いよう適切な管理及び取扱いをしなければならない。

(発明等)

第4条 甲及び乙は、相手方の秘密情報に基づいて発明、考案、意匠の創作、著作等の技術的成果を得たときは、直ちに相手方に対して通知し、その取扱いについて別途協議の上で定めるものとする。

(秘密情報の帰属と非保証)

第5条 秘密情報に係る所有権、知的財産権その他一切の権利は、当該秘密情報を開示する当事者が有するものであり、秘密情報の開示は、明示的又は黙示的にかかわらず、相手方にいかなる権利も譲渡又は許諾するものではない。

2 甲及び乙は、自己が開示した秘密情報に瑕疵があった場合でも、一切の責任を負わないものとし、それらについて一切の明示又は黙示の保証をしないものとする。

(損害賠償)

第6条 甲及び乙は、相手方が本契約に違反したことにより損害を被った場合には、相手方に対し損害の賠償を請求することができる。

(解除)

第7条 甲及び乙は、1ヶ月前までに書面にて相手方へ通知することにより、本契約を解除することができる。

(契約終了後の処置)

第8条 甲及び乙は、本契約の有効期間満了又は前条により契約が終了した場合、相手方から入手した書面、電子データ等であって秘密情報を含む全てのものを直ちに廃棄し、その複製物も保有してはならない。但し、引き続き保有することについて相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(反社会的勢力の排除)

第9条 甲及び乙はそれぞれ、下記の各号の一に該当しないこと、及び今後もこれに該当しないことを表明・保証し、甲又は乙は、相手方が各号の一に該当したとき又は該当していたことが判明したときは、別段の催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 甲又は乙が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係者、総会屋、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)であること、又は反社会的勢力であったこと。

- (2) 甲又は乙の役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。
- (3) 本契約履行のために使用する委任先その他第三者が前二号のいずれかに該当すること。
- 2 甲又は乙は、相手方が本契約の履行に関連して下記の各号の一に該当する行為を行ったときは、別段の催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 甲又は乙が、相手方に対して脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること、又は相手方の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。
- (2) 甲又は乙が、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害すること。
- (3) 甲又は乙が、反社会的勢力である第三者をして前二号の行為を行わせること。
- (4) 甲又は乙が、自ら又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。
- 3 甲又は乙は、前二項各号の規定により本契約を解除されたことを理由として、相手方に対し、損害賠償を請求することはできない。
- 4 甲又は乙は、本条第1項及び第2項の各号の規定により本契約を解除する場合には、実際に生じた損害の賠償を請求できる。

(有効期間)

- 第10条 本契約の有効期間は、**YYYY年MM月DD日(研究提案書の提出日)**から2年間とする。但し、甲及び乙の書面による同意により、本契約は変更、解除又は延長することが出来る。
- 2 前項にかかわらず、第2条(守秘義務)及び第3条(管理)の規定は、本契約終了後5年間その効力を有するものとする。但し、必要な場合は甲及び乙が協議のうえ、特定の秘密情報について前記期間を延長し又は短縮できるものとする。

(契約外の事項)

- 第11条 甲及び乙は、本契約の解釈に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、相互に誠意をもって協議のうえこれを解決するものとする。万一、協議による解決ができない場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保管する。

本契約締結日：**YY**YY年MM月DD日

神奈川県相模原市中央区由野台3丁目1-1
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
宇宙探査イノベーションハブ
ハブ長 森 治

〇〇 ※住所をご入力ください
〇〇 ※機関名をご入力ください
〇〇 〇〇 ※押印者の役職・氏名をご入力ください

※研究提案募集(RFP)募集要項等に記載の通り、原則原文通りにて契約いたします※

共同研究契約書

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「甲」という。）及び●●（以下「乙」という。）は、次の各条及び別表に従い、相互協力して共同研究を実施するものとし、共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結する。

※3者以上契約の場合は前文を下記の内容に差し替える。(契約締結時は斜字の部分は削除する。以下同様)

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「甲」という。）、●●（以下「乙1」という。）及び●●（以下「乙2」という。）（以下乙1及び乙2を総称して「乙」という。）は、次の各条及び別表に従い、相互協力して共同研究を実施するものとし、共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本契約において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- （1）「研究成果」とは、本共同研究に基づき得られたもので、第22条に定める成果報告書中で成果として確定された本共同研究の目的に関係する発明、考案、意匠、標章、著作物及びノウハウ等技術的成果並びに科学的知見をいう。
- （2）「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - （イ）特許法に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、商標法に規定する商標権（以下「商標権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）
 - （ロ）特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する登録出願により生じた権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位
 - （ハ）著作権法に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権

※共同研究の成果が図面や写真・映像等の著作物そのものである場合は、（ハ）を下記の内容に差し替える

- （ハ）著作権法に規定する著作権（プログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権を含む。）

- (二) 外国における上記各権利に相当する権利
- (ホ) 文書等客観的に特定可能であり秘匿することが可能な技術情報であつて、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議のうえ特に指定するもの（本契約において、「ノウハウ」という。以下同じ。）を利用する権利
- (3) 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明を、実用新案権の対象となるものについては考案を、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作を、育成者権の対象となるものについては育成を、ノウハウの対象となるものについては案出をいう。
- (4) 「出願等」とは、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願並びに外国における上記各権利に相当する権利の申請及び出願（仮出願を含む。）、著作権については著作物及び著作権の登録をいう。
- (5) 知的財産権の「利用」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、著作権法第21条から第27条に規定する権利の対象となる行為、種苗法第2条第5項に定める行為並びにノウハウの使用をいう。
- (6) 「研究担当者」とは、本共同研究に従事する甲又は乙に属する本契約の別表第1に掲げる者及び本契約第3条第3項に規定する者をいう。また、「研究協力者」とは、本共同研究に従事する者のうち、本契約第4条第1項に規定する者という。
- (7) 「事務処理説明書」とは、本契約、本共同研究の事務処理のために甲が定める説明書をいう。

(研究内容)

第2条 甲及び乙は、次の研究を共同で実施する。

- (1) 研究課題：《実施計画書 I.2 研究名称》
- (2) 研究目的：《実施計画書 I.3 研究目的》
- (3) 研究内容：《実施計画書 I.5 研究項目と達成目標から研究項目タイトルのみ記載》
- (4) 研究分担：別表第2のとおり
- (5) 研究期間：本契約締結日から●●年●●月●●日
- (6) 研究実施場所：本共同研究は、次に示す場所で実施する。
- 甲) ●●●●県●●市●●

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 ●●

乙) 乙の住所(共同研究実施場所を記載)《実施計画書 I.6 実施機関 1》

場所(事業所)名

※3者以上の場合は、乙1、乙2・・・と全機関分を列記する

乙1) 乙1の住所《実施計画書 I.6 実施機関 1》

場所(事業所)名

乙2) 乙2の住所《実施計画書 I.6 実施機関 2》

場所(事業所)名

(7) 契約番号:

(研究の担当)

第3条 甲及び乙は、それぞれ別表第2に掲げる研究を担当し、それぞれ担当した研究についての管理を行う。

2 甲及び乙は、それぞれ別表第1に掲げる者を本共同研究に参加させ、それぞれ主たる研究担当者を置く。

3 甲及び乙は、甲又は乙に属する者を新たに本共同研究に参加させようとする場合は、予め相手方に別表第1に準じた書面により通知するものとし、当該者に対して本契約の内容を遵守するよう必要な措置をとる。なお、やむを得ない事情により、研究担当者の変更又は削減を行う必要がある場合は、別途、甲乙協議するものとする。

(研究協力者)

第4条 甲又は乙は、本共同研究遂行上、研究担当者以外の者の参加又は協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の甲又は乙に所属する者(学生等を含む。)を研究協力者として本共同研究に参加させることができる。

2 甲及び乙は、研究協力者を変更又は削除する場合は、予め第1条第1項にて定めた事務処理説明書に定める計画変更届により、別表第1に準じた内容を相手方に通知するものとし、新たに参加する当該者に対して本契約の内容を遵守するよう必要な措置をとる。

3 前二項において、研究協力者を参加させた甲又は乙は、研究協力者となる者に本契約の内容を遵守させなければならない。研究協力者による本契約内容の違反は、当該研究協力者を参加させた甲又は乙の本契約の違反を構成するものとする。

4 研究協力者が本共同研究の結果、発明等を行った場合は、本契約の関連規定を準用する。

(情報交換)

第5条 甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な、自己が保有する情報、資料又はプログラム等（以下「技術資料等」という。）を、甲又は乙以外の者との契約等により秘密保持義務を負っていない場合に限り、相互に無償で提供又は開示する。

2 前項にかかわらず、相手方から提供又は開示された技術資料等が知的財産権の対象となる場合において、甲又は乙が当該技術資料等を本共同研究以外で利用するときは、甲及び乙は、事前に相手方の同意を得るものとし、別途締結する実施契約で定める利用料を相手方に支払う。

(研究担当者等の派遣)

第6条 甲及び乙は、本共同研究を実施するために必要がある場合は、予め相手方の同意を得て、別表第1に掲げる者及び研究協力者を相手方の施設内に派遣することができる。この場合、相手方の諸規程等に従わなければならない。

(研究経費の負担)

第7条 甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な研究経費を別表第3のとおり負担する。

(研究経費の支払)

第8条 甲は、別表第3に掲げる研究経費のうち甲が乙に支払うべき研究経費を、会計年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう、以下同じ。）ごとに、乙の請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

2 乙は、別表第3に掲げる研究経費について、直接経費の費目の間で経費の流用を行うことにより、直接経費総額の5割（5割相当額が300万円以下の場合には300万円）を超える増減の変更をしようとするときには、予め甲の承認を得なければならない。

3 前項にかかわらず、間接経費（一般管理費）は各費目との流用をしてはならない。

4 甲が第1項に規定される支払期限までに前項の研究経費を支払わないときは、支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、その未払額に、遅滞の責任を負った最初の時点における民法第404条で定める法定利率で計算した延滞金を、乙は甲に対して請求できる。ただし、金額が10,000円未満であるときは支払いを要しないものとし、その額に1,000円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(経理)

第9条 第7条の研究経費の経理は乙が行う。

2 乙は、当該研究経費の経費等内訳明細書を、本共同研究終了の日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日から7年間保管しなければならない。

3 乙は、第7条の研究経費の経理状況を明らかにするため、実績内訳書を備え、支出額を費目毎、種別毎に区分して記載するとともに、その支出を証する書類を整理し、本共同研究終了の日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日から7年間保管し、甲の要求があるときは、甲の指定する期限までに提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 乙は、本共同研究が終了又は解除されたとき及びそれまでの毎会計年度末において、実績報告書(収支報告を含む)を作成し、本共同研究が終了又は解除されたときにおいてはその日から61日以内に、また毎会計年度末においては翌会計年度の5月31日までにそれぞれ甲に提出しなければならない。

(契約金額の確定)

第11条 甲は、本共同研究の終了又は解除に伴い実績報告書の提出を受けたときは、本条、次条及び第13条の定めるところに従い、契約金額を上限として第7条の研究経費を精算し、速やかに契約金額を確定し、乙に通知する。なお、各会計年度において当該契約金額が別表第3に掲げる金額に満たないとき、翌会計年度も本契約が継続している場合に限り、当該差額を翌会計年度に持ち越し執行することができる。

2 実績額の計算において、間接経費(一般管理費)率は、契約時において乙が甲に対して適用した率により計算するものとする。

(実績額の調査)

第12条 甲は、前条第1項に規定する契約金額の確定において、実績額が契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか否か等を調査するものとし、必要がある時は乙に参考となるべき報告もしくは資料の提出を求め、又は乙の事務所その他関係場所に立ち入り、帳簿及び関係書類を調査することができる。

(支払済み金の返納)

第13条 甲は、第8条に定める支払方法により支払いを行った後、第11条の

契約金額の確定においてすでに支払った金額が乙に支払うべき金額を超える場合には、その超える金額の返納を当該乙に請求する。ただし、第11条第1項なお書きに該当する場合にはこの限りではない。

- 2 前項の場合において、乙は、甲の所定の請求書発行の日の翌月末日までに返納しなければならない。
- 3 乙が、前項の期限内に返納しない場合の措置については、第8条第4項の規定を準用する。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

- 第14条 別表第3に掲げる研究経費により取得した施設・設備・備品等のうち、甲が資産として指定する物は、本共同研究の終了日以降、甲に帰属するものとする。ただし、甲乙協議の上、乙の帰属とすることができるものとする。
- 2 乙は、本共同研究が終了したとき又は解除されたとき及びそれまでの毎会計年度末において、前項に該当する物の一覧を作成し、甲に提出しなければならない。

(施設、設備及び機器の使用等)

- 第15条 甲及び乙は、本共同研究の用に供するため、別表第4に掲げる自己の施設・設備を相手方に無償で使用させるものとし、また、必要な設備、機器その他の物品（以下「設備等」という。）を相手方の同意を得て相手方の施設内に持ち込むことができる。
- 2 甲及び乙は、前項の設備等は無償で相手方から受け入れ、共同で使用するものとする。なお、当該設備等を受け入れた当事者は、相手方から受け入れた設備等について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで、善良なる管理者の注意義務をもって保管又は使用し、本共同研究の目的外に利用してはならない。
 - 3 甲及び乙は、相手方の施設、設備等に異状を発見した場合、原因にかかわらず速やかに相手方に報告しなければならない。
 - 4 甲及び乙は、相手方の施設、設備等を故意又は過失により滅失又は損傷したとき、相手方の指示に従い、修補、代品の納付又は損害の賠償をしなければならない。
 - 5 設備等の搬入、据付け、撤去及び搬出に要する経費の負担は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(支給又は貸し付ける資産の取扱い)

- 第16条 甲は、前条に規定する設備等であって、甲の資産（甲の資産取扱要領

(財務部長通達第 15-1 号) に定めるところによる。以下同じ。) に該当するものについて、乙に支給又は貸付けを行うときは、前条に加え、次の各号に定める処置を行うものとする。

- (1) 甲は、乙に支給又は貸し付ける設備等を引き渡すときは引渡書を添付するものとし、乙は、これと引換えに受領書を甲に提出しなければならない。
- (2) 乙は、甲から支給又は貸し付けられた設備等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払いを記録、整理し、常にその状況を明らかにしておくなければならない。

(知的財産権の帰属及び出願等)

第 17 条 甲及び乙は、本共同研究の実施により発明等が生じた場合には、速やかに相手方に通知し、当該発明等に係る知的財産権の帰属及び出願の可否等について協議する。

- 2 甲及び乙は、本共同研究の結果単独で発明等を行い、当該研究担当者の有する当該発明等に係る知的財産権の持分を承継した場合において、予め相手方の同意を得て、当該発明等に係る知的財産権は当該甲又は乙の単独所有とし、甲又は乙が単独で出願等の手続きを行うものとする。この場合、出願等手続き及び権利維持に要する費用は出願等を行おうとする者が負担するものとする。
- 3 甲及び乙は、本共同研究の結果共同で発明等を行い、当該研究担当者の有する当該発明等に係る知的財産権の持分をそれぞれ承継した場合において、当該発明等に係る知的財産権は甲及び乙の共有とし、当該発明等に係る出願等を行おうとするときは、当該知的財産権に係る持分を協議し、当該発明等に係る甲、乙それぞれの貢献度に応じて定めたいうで、別途締結する共同出願等契約に従って共同で出願を行うものとする。この場合、出願等手続き及び権利維持に要する費用は、甲乙が持分に応じて負担するものとする。

※JAXA 側研究者としてクロスアポイントメント制度を利用して出向する方が研究に参加される場合は、下記の 2 項を追記し、第 4 項以降の項番を 2 つずらします。(その場合、第 21 条も併せて修正を行います。)

- 前三項にかかわらず、甲は、共同研究計画書等において譲渡先及び対象とする知的財産権を指定することにより、当該研究担当者の有する当該発明等に係る知的財産権の持分を当該研究担当者から承継し、出願等の手続きを行わずに予め指定した譲渡先へ譲渡することができる。なお、譲渡する知的財産権が共有に係る場合には、譲渡に先立ち、甲及び乙が当該知的財産権に係る持分を協議し、当該発明等に係る甲、乙それぞれの貢献度に応じて定めるものとする。また、乙(第 21 条第 2 項により譲渡する知的財産権が甲の持分の一部である場合は、甲及び乙)は、当該発明等に係る知的財産権の出願の可否及び共

同出願等契約について譲渡先と協議するものとする。

- 甲は、第2項及び第3項において、予め研究担当者との間で甲が承継しないと約している知的財産権がある場合、共同研究計画書等において当該研究担当者及び対象とする知的財産権を乙に明示するものとする。
- 4 甲又は乙が当該知的財産権を相手方から承継した場合は、甲又は乙は単独で出願等を行うものとする。この場合、出願等手続き及び権利維持に要する費用は、出願等を行おうとする者が負担するものとする。
- 5 甲及び乙は、第1項に定める発明等とは別に、本共同研究の実施により得られた成果又は共有の知的財産権に基づき新たに発明等（以下「改良発明等」という。）が生じた場合は、遅滞なくその内容を相手方に通知し、当該改良発明等に係る知的財産権の帰属及び取扱いについて、協議のうえ決定する。
- 6 甲及び乙は、本共同研究の実施により創作される共有著作物について、相手方に対し著作権人格権を行使せず、また、本共同研究の一部を学生又は下請業者（甲又は乙の契約者又は再委託者若しくは下請契約者（あらゆる段階の再委託者、下請契約者及び供給者を含む。）、以下学生と合わせて「下請業者等」という。）に実施させる場合、当該下請業者等をして著作権人格権を行使させないよう措置するものとする。

（外国出願）

- 第18条 前条の規定は、外国における知的財産権の出願及び権利保全等（以下「外国出願等」という。）についても適用する。
- 2 甲及び乙は、前条3項に基づき、甲及び乙に承継された共有の知的財産権に関する外国出願を行うにあたっては、その要否及び対象国等について協議のうえ決定する。

（知的財産権の自己の利用）

- 第19条 甲及び乙は、本共同研究の実施により得られた共有の知的財産権を、自己の研究開発の目的で利用する場合（自己の研究開発目的で自己以外の者をして利用させる場合を含む。）は、相手方の同意を得ることなく無償で利用することができる。
- 2 前項の場合を除き、甲及び乙は、事前に相手方の同意を得るものとし、別途締結する実施契約で定める利用料を相手方に支払う。但し、乙●が権利化に出願又は申請を要する知的財産権を自己の営利目的で利用する場合は、以下を条件として、甲の事前の同意なく無償で利用することができる。
 - （イ）乙●が当該共有の知的財産権に係る甲及び乙●の負担すべき出願又は申請及び権利維持に要する費用を負担すること。

(ロ) 甲の一会計年度毎に乙●が甲へ実施報告を行うこと。

- 3 甲及び乙は、本共同研究の実施により得られた共有の知的財産権を、外国為替及び外国貿易法その他の国内法令に従い利用する。

(知的財産権の第三者に対する利用許諾)

第20条 甲及び乙は、共有の知的財産権を第三者に利用許諾しようとするときは、事前に相手方の書面による同意を得るものとし、許諾の条件は協議して定める。ただし、甲又は乙は、他の共有者が別途協議して定める期間に正当な理由なく当該共有知的財産権を利用しないときは、その活用を図るため、第三者に非独占的实施権を許諾することができる。

- 2 甲及び乙は、前項により第三者に利用許諾する場合、第三者との間で別途締結する利用許諾契約で定める利用料を当該第三者から徴収するものとする。この場合、第三者から徴収する利用料は、当該第三者への利用許諾の斡旋を行った者に10%を配分し、残りの90%を当該知的財産権に係る持分に応じて甲及び乙に分配する。

(持分の譲渡等)

第21条 甲及び乙は、本共同研究の実施により生じた共有の知的財産権の自己の持分の全部又は一部を第三者に譲渡することを要望するときは、あらかじめ相手方の同意を得るものとする。

※JAXA 側研究者としてクロスアポイントメント制度を利用して出向する方が研究に参加される場合は、第21条は下記の内容に差し替えます

第21条 甲及び乙は、本共同研究の実施により生じた共有の知的財産権の自己の持分の全部又は一部を第三者に譲渡することを要望するときは、あらかじめ相手方の同意を得るものとする。

- 2 前項に関わらず、甲は、共同研究計画書等において譲渡先及び対象とする知的財産権を指定することにより、乙に個別の同意を得ることなく、本共同研究の実施により生じる知的財産権の自己の持分の全部又は一部を譲渡することができる。この場合において、甲は、本共同研究の継続を妨げないよう、自己の業務において当該知的財産権及び当該知的財産権の出願申請などにより得られた権利を自由に利用する権利(自己以外の者をして利用させる場合を含む)を確保するものとする。

(成果報告書の作成)

第22条 甲及び乙は、本共同研究完了時に本共同研究の実施期間中に得られた研究成果について、共同して成果報告書を取りまとめる。

- 2 甲及び乙は、本契約が何らかの事由で解約された場合であっても、解約までに実施された内容について共同して成果報告書を取りまとめる。

(研究成果におけるノウハウの特定)

第23条 甲及び乙は、協議のうえ、前条の成果報告書に記載する研究成果のうちノウハウとして取扱うことが適切なものについて、速やかにノウハウの指定を行う。

- 2 ノウハウの指定に当たっては、当該情報の優位性や研究動向を勘案し秘匿すべき期間を協議して定め、明示する。また、優位性や研究動向などの状況に変化があった場合には、秘匿すべき期間を甲乙協議して変更することができる。
- 3 甲及び乙は、第1項により指定したノウハウを、前項に定める期間中、自己に属する者であって自己の業務上開示が必要な者以外の者及び第三者に対して、秘匿しなければならない。ただし、当該ノウハウが第26条第2項ただし書第1号から第6号のいずれかに該当することが証明できたものについては、この限りでない。また、同項ただし書第7号に該当するに至った場合は、同号が優先する。

(研究成果の開示及び公表)

第24条 甲及び乙は、研究成果について、前条第2項で規定するノウハウの秘匿義務及び第26条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で、次項以下に定める手続きに従って開示、発表もしくは公開すること（以下「研究成果の公表」という。）ができる。

- 2 前項の場合、研究成果の公表を希望する者（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表を行おうとする日の30日前までにその公表内容を書面にて相手方に通知しなければならない。なお、公表にあたっては、公表される研究成果が本共同研究の結果得られたものであることを明示することを原則とするが、相手方が当該明示を行わないことに同意した場合又は当該明示を希望しない場合は、この限りでない。
- 3 前項に基づき通知を受けた相手方は、通知された公表内容に、自らの将来期待される利益を侵害するおそれがあるものが含まれると判断されるときは、当該通知受理後15日以内に公表内容の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表により相手方から将来期待される利益を侵害するおそれがあるとして、本項に従い通知を受けた部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。

- 4 本共同研究終了日の翌日から起算して 1 年間を経過した後は、公表希望当事者は、第 2 項に定める相手方に対する通知を行うことなく、研究成果の公表を行うことができる。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができる。

(不当介入への対応)

第 25 条 甲及び乙は、本契約に関し、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」と総称する。）による不当要求又は履行の妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、断固としてこれを拒否しなければならない。
 - (2) 暴力団員等による不当介入があったときは、直ちに管轄の都道府県警察（以下「警察当局」という。）に通報するとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
 - (3) 前号により警察当局に通報したときは、速やかにその内容を書面により相手方に報告するものとする。
- 2 前項第 1 号における暴力団関係者とは、個人または法人の役員等が次のいずれかに該当する場合の個人又は法人をいう。
- (1) 暴力団員と認められる場合
 - (2) 暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
 - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる場合
 - (4) 暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合
 - (5) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
 - (6) 暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められる場合
 - (7) 前各号のほか、警察当局からの指導又は見解などにより暴力団関係者と認められる場合
- 3 甲及び乙は、相手方が本条第 1 項に違反していると認められるときは、相手方に対して必要な措置を講ずるよう要請することができる。指示を受けた者は、直ちにその要請の本旨に沿った措置を講じなければならない。
- 4 甲及び乙が暴力団員等から不当介入を受けたことにより本共同研究に影響を受けたときは、甲乙協議してこれを解決するものとする。

(秘密保持)

第26条 本共同研究における秘密情報とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 本共同研究の結果得られた成果のうち、秘密である旨の表示が付された書面、サンプル等の有形物、又は有形無形を問わず、甲及び乙で秘密情報として取り決め、書面により確認されたもの。

(2) 書類・図面・写真・試料・サンプル・磁気テープ・フロッピーディスク等により、相手方から秘密である旨の表示が付されて開示・交付された情報。

(3) 相手方から秘密であることを告げた上で口頭によって開示され、速やかにその要旨を書面で明示し、秘密である旨の表示が付された情報。

2 甲及び乙は、秘密情報を秘密に保持するよう適切に管理し、これを第三者に漏洩し又は開示してはならない。但し、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。

(1) 相手方から知得する以前に、既に公知であるもの。

(2) 相手方から知得した後に、自らの責によらず公知となったもの。

(3) 相手方から知得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が立証できるもの。

(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず適法に知得したことを証明できるもの。

(5) 相手方から知得した情報に依存することなく独自に得た資料・情報で、かかる事実が立証できるもの。

(6) 相手方から公開又は開示に係る書面による同意が得られたもの。

(7) 裁判所命令若しくは法律によって開示を要求されたもの。この場合、かかる要求があったことを相手方に直ちに通知する。

3 甲及び乙は、本契約の目的、性質に応じて、秘密保持に関する特約を付することができる。秘密保持に関する特約が付された場合には、相手方は、当該特約の定めるところにより、秘密の保持に万全を期さなければならない。

4 前3項に基づく秘密保持義務は、本契約終了後5年間有効とする。但し、前項の特約に有効期間の規定が含まれる場合は、当該規定が優先するものとし、また第23条に基づき指定したノウハウについては、同条に基づく期間の規定が優先する。

5 前各項に関して、甲及び乙は、相手方の故意若しくは過失により損害を被った場合又は相手方が本条に違反したことにより損害を被った場合には、相手方に対し賠償請求することができる。

6 甲は、契約の件名、金額、契約相手方及びその他必要な情報を公表することができる。

(情報の目的外利用の禁止)

第27条 甲及び乙は、相手方が提供又は送信する情報を、業務の実施のために必要な範囲に限り利用しなければならない。

(セキュリティ)

第28条 甲及び乙は、本共同研究の実施において、各々の定めるセキュリティに関する規程及び相手方の指示に従い、各々が管理する区域における秩序の維持、適正かつ円滑な業務の遂行並びに重要な資産及び重要な情報の防護（セキュリティ）を確保しなければならない。

- 2 前項に関して、甲及び乙は、相手方の故意又は過失により損害を被った場合、相手方に対し賠償請求することができる。
- 3 甲及び乙は、必要がある場合には相手方における本条第1項の措置の遵守状況について相手方に報告を求めるほか、相手方が合意する場合には書面又は関係箇所への立ち入りにより検査を行うことができ、その結果遵守が不十分であると認められる場合には、相手方と協議し合意した措置を求めることができる。

(安全管理)

第29条 甲及び乙は、本共同研究のために甲及び乙がそれぞれ管理する場所において相手方が行う試験研究の際の安全確保に関しては、相手方の責に帰すべき事由によるものを除き、その責任を負わなければならない。

- 2 甲及び乙は、相手方の管理する場所における試験研究に参加する場合は、相手方の定める安全に関する諸規程及び相手方が安全のために行う指示に従わなければならない。
- 3 甲及び乙はそれぞれ、本共同研究の過程で甲、乙、研究員又は第三者の生命、身体又は財産に損害が生じた場合、甲に対し速やかにその詳細を書面により報告しなければならない。

(契約期間の延長)

第30条 甲又は乙は、天災その他本共同研究遂行上止むを得ない事由又は本共同研究の遅延など当初予測できなかった事由が生じたとき、双方協議のうえ、第2条に定める研究期間を延長することができる。

- 2 甲又は乙は、前項に定める延長に伴い生ずる一切の損害について、相手方に賠償を請求することができない。

(契約の解約又は解除)

第31条 甲又は乙は、次に定める各号の事由が生じたとき、双方協議のうえ本共同研究契約を解約することができる。

- (1) 研究目的又は研究内容が第2条に定める研究期間満了前に達成又は実現されたとき
- (2) 天災その他本共同研究遂行上止むを得ない事由が生じたとき
- (3) 当初予測できなかった事由が生じたことにより研究目的の達成又は実現が不可能または困難であることが判明したとき

2 甲又は乙は、前項に定める解約に伴い生ずる一切の損害について、相手方に賠償を請求することができない。

3 甲及び乙は、次の各号のいずれかの事態が生じた場合、30日以内に相手方に対する相当期間を定めた書面にて事態の是正を要求し、当該期間内にかかる事態が是正されない場合は、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 相手方が本契約の締結又は履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
- (2) 相手方が本契約に違反したとき
- (3) 前各号と同視できるような信頼関係を喪失させる行為を行ったとき

4 甲及び乙は、次の各号のいずれかの事態が生じた場合、何らの催告を要さず、本契約を解除することができる。

- (1) 破産、民事再生、会社更生等の手続の申立を受け、若しくは自ら申立てたとき
- (2) 仮差押、強制執行、競売等の申立、または手形の不渡り、手形交換所の取引停止処分、若しくは租税公課の滞納処分を受け、あるいはこれらの申立またはこれらの処分を受ける程にその財産状況が悪化したとき

(研究の終了等に伴う研究経費等の取扱い)

第32条 乙は、第30条第1項に定める延長により受領済みの研究経費に不足を生じるおそれが発生した場合には、直ちに甲に対して書面により通知しなければならない。この場合において、甲は乙と協議の上、不足する研究経費の負担について定める。

2 前条に定める解約又は解除若しくは変更契約の締結により第11条第1項に定める研究経費の額に不用な部分が生じたとき、甲は乙に不用となった額の返還を請求するものとする。

3 乙は、本共同研究を終了したときには、第15条第2項の規定により甲から受け入れた設備のうち乙に所有権が移転していない設備を、本共同研究終了日時点の状態で甲に返還しなければならない。

(損害賠償)

第33条 甲及び乙は、第31条第3項若しくは第4項に掲げる事由、又は相手方の故意又は重大な過失により損害等を被ったときは、相手方に対して、被った直接損害に限り賠償請求をできる。ただし、第15条（施設、設備及び機器の使用等）、第26条（秘密保持）又は第28条（セキュリティ）については、各規定が定めるところによる。

(契約の有効期間)

第34条 本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とする。

2 本契約の失効後も、第4条（第1項及び第2項を除く）、第5条第2項、第9条（第1項を除く）、第10条から第13条まで、第15条（第1項を除く）、第17条から第28条まで、第32条（第1項を除く）、第33条、本項及び第36条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第35条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第36条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所（本庁）を第一審専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、この契約書●通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

年 月 日

(甲) 東京都調布市深大寺東町七丁目44番地1
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
調達部長 辻 宏司

(乙) 住所
機関名
役職 氏名

別表第1（第1条、第3条、第6条関係）

区分	氏名	担当	所属・職名	非居住者又は特定類型への該当(*)
甲	●● ●●	◎	●●プロジェクトマネージャ	ニ
	●● ●●	○		ニ
乙	●● ●●	◎	●●総括	ニ
	●● ●●	○		○

※◎：主たる研究担当者、 ○：従たる研究担当者

(*)技術の提供を行う場合に外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性がある非居住者又は「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付4貿局第492号。以下「役務通達」という。）の1（3）サに規定する特定類型に該当する場合に○を付す。

別表第2（第2条、第3条関係）

研究項目	甲	乙
(1)・・・	◎	◎
(2)・・・	◎	○
(3)・・・	○	◎
(4) 研究のまとめ	◎	◎

※◎：主たる研究実施機関、 ○：従たる研究実施機関

別表第3（第7条、第8条、第11条、第14条関係）

経費総額：●円（20●●年度／●円、20●●年度／●円）

（経費負担内訳）

※乙1・乙2・・・については、目安として概算でご記載をお願いいたします。実績と異なっても問題はございません。

（甲） 20●●年度／●円、20●●年度／●円

（乙1） 20●●年度／●円、20●●年度／●円

（乙2） 20●●年度／●円、20●●年度／●円 （単位：円）

費目	種別	研究経費内訳（甲から乙1への支払い）				備考
		20●●年度	20●●年度	20●●年度	20●●年度	
1. 物品費						
	設備費					
	消耗品費					
2. 旅費						

3. 人件費・謝金					
4. その他					
直接経費（1.～4.の合計）					
5. 一般 管理費	直接経費 ＊　％				
小計（1.～5.の合計）					
消費税額					10%
合　　計					

※：1.～5.は消費税を含まない／含む

（単位：円）

費　目	種　別	研究経費内訳（甲から乙２への支払い）				備考
		20●●年度	20●●年度	20●●年度	20●●年度	
1. 物品費						
	設備費					
	消耗品費					
2. 旅費						
3. 人件費・謝金						
4. その他						
直接経費（1.～4.の合計）						
5. 一般 管理費	直接経費 ＊　％					
小計（1.～5.の合計）						
消費税額						10%
合　　計						

※：1.～5.は消費税を含まない／含む

別表第４（第１５条関係）

区分	施設設備等		
	名　　称	規　　格	数　　量
甲			
乙			